

第3期安芸市子ども・子育て支援事業計画

【パブリックコメント用】

令和7年1月現在

安芸市

は じ め に

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の性格.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定にあたって	3
5 子ども・子育て支援制度の概要.....	4
第2章 安芸市の子どもを取り巻く状況	9
1 人口・世帯の状況	9
2 結婚・就業の動向	17
3 保育所（園）・幼稚園・学校の状況.....	20
4 アンケート調査結果の概要.....	22
5 第2期計画の評価	33
6 現状と課題.....	45
第3章 計画の基本的方向	48
1 基本理念.....	48
2 基本目標.....	49
3 施策の体系.....	51
第4章 施策の展開	52
1 子どもと子育て家庭への支援.....	52
2 地域における子育ての支援.....	58
3 仕事と子育ての両立支援.....	62
4 子どもの教育環境の整備.....	64
第5章 事業計画	69
1 教育・保育提供区域の設定.....	69
2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策	70
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	75
第6章 計画の推進	93
1 計画の推進体制.....	93
2 計画の進行管理.....	93
第7章 参考資料	94
1 安芸市子ども・子育て会議条例.....	94
2 安芸市子ども・子育て会議委員名簿.....	96

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

近年、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等、社会経済情勢の変化を背景とした子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。安芸市（以下、「本市」という。）においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況のなか、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年には、幼児期における学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始しました。

さらに、令和4年にこども基本法を制定し、令和5年4月にこども家庭庁が発足しています。令和5年12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心に据えることを社会目標とした「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こども基本法」に基づいて、子ども政策を総合的に推進する、政府全体の子ども施策の基本指針として示されました。地方自治体には、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくことが求められます。

本市では、子ども・子育て新支援制度に基づき、令和2年3月に「第2期安芸市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、家庭や地域、企業や教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携し、協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを進めてきました。

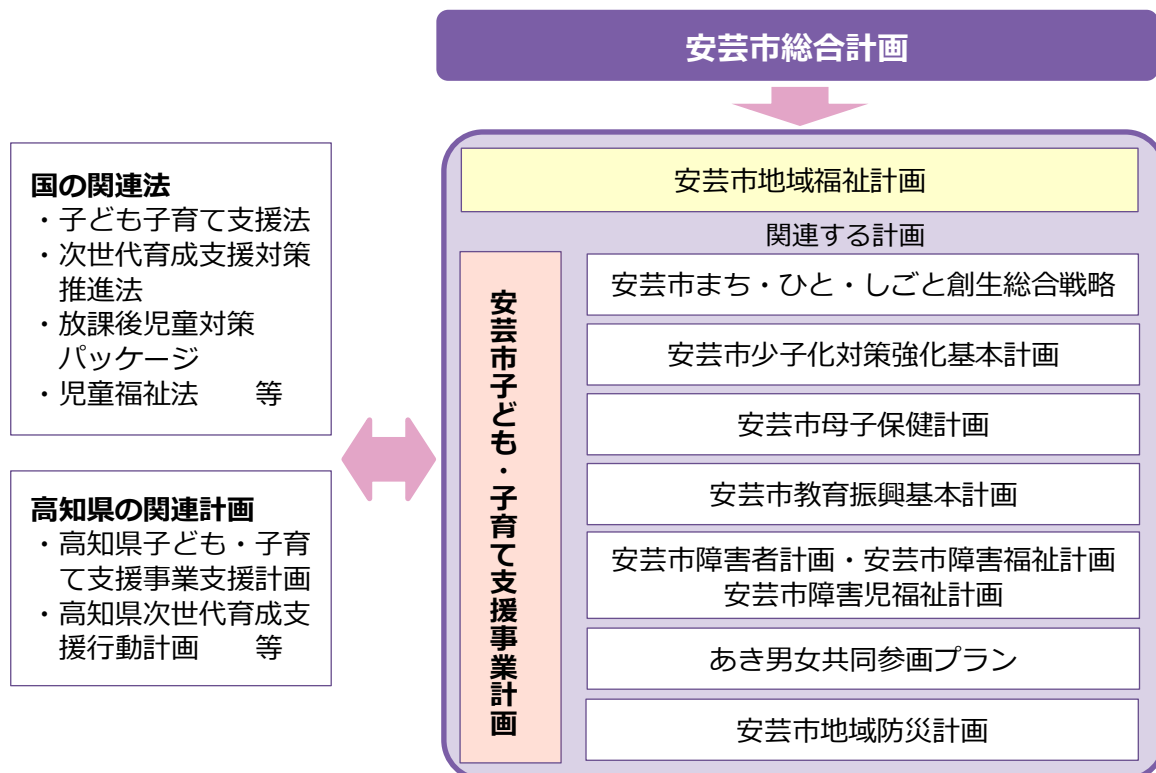
このたび、現行計画の改定時期を迎え、こども基本法や子ども・子育て支援法等の一部改正、国の「こどもまんなか実行計画2024」の内容や方向性を踏まえるとともに、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする「第3期安芸市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念の下、市民総ぐるみで妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援に取り組む社会の実現を目指します。

2 計画の性格

(1) 位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

また、本市の最上位計画である「安芸市総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。



(2) 次世代育成支援行動計画等との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法として成立され、平成 26 年の改正により 10 年間延長されていましたが、令和 6 年の改正により、さらに 10 年間延長されることとなりました。

行動計画については任意策定とされていますが、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

(3) 計画の対象

本計画の対象は、障害、疾病、虐待、貧困等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

なお、本計画期間において様々な状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行っていきます。

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
第 2 期計画									
		中間 見直し		改定	第 3 期計画				
									改定

4 計画の策定にあたって

(1) アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、令和 6 年 1 月 1 日現在において市内に在住する就学前児童の保護者、小学生児童（1～3 年生）の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調 査 対 象	○就学前児童の保護者 ○小学生児童（1～3 年生）の保護者	
調 査 実 施 期 間	令和 6 年 2 月 9 日～2 月 26 日	
調 査 方 法	郵送及び配布	
調 査 数	○就学前児童の保護者	349 世帯
	○小学生児童の保護者	236 世帯
回 収 数 （ 率 ）	○就学前児童の保護者	214 世帯（61.3%）
	○小学生児童の保護者	169 世帯（71.6%）

(2) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、検討機関として子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者からなる「安芸市子ども・子育て会議」を設置、開催して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和 7 年 1 月に本市のホームページ等で計画案に対するパブリックコメント（意見公募）を実施し、市民の皆様からのご意見を計画策定に反映します。

5 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の概要

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援制度のなかで、市町村主体となるのは「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」です。

① 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

【施設型給付】

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

■ 施設型給付 ■

名称	対象年齢	概 要
幼稚園	3～5歳児	3歳から就学前の子どもに適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。 (通常の就園時間の利用、幼稚園の預かり保育、通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ。)
認可保育所	0～5歳児	保護者の労働や疾病等の事由により、保育に欠ける0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。
認定こども園	0～5歳児	幼稚園と保育施設の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択できるよう、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプに分かれています。

【地域型保育給付】

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

■地域型保育給付■

名称	対象年齢	概要
小規模保育事業	0～2歳児	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
家庭的保育事業		主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者※の居宅、その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
事業所内保育事業		事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
居宅訪問型保育事業		主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業です。

※家庭的保育者…市等が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として市が適当と認めるもの。

■地域型保育事業の構成■

認可 定員	19人以下	小規模保育	事業所内保育
	6人以上	事業主体：市町村、民間事業者等	
	5人以下	家庭的保育	
	1人以上	事業主体：市町村、民間事業者等	
		居宅訪問型保育	事業主体： 事業主等
		事業主体：市町村、 民間事業者等	
保育の 実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 （右に該当する場所を除く）	事業所の従業員の子ども ＋ 地域の保育を必要とする 子ども（地域枠）
		保育を必要とする 子どもの居宅	

② 子育てのための施設等利用給付

「施設型給付を受けない幼稚園」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

■子育てのための施設等利用給付■

名称	対象年齢	利用支援の内容
施設型給付を受けない幼稚園	満3歳～5歳児	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化となります。
特別支援学校の幼稚園部	3～5歳児	3～5歳児の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化となります。
預かり保育事業	3～5歳児	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。
認可外保育施設	0～5歳児	保育の必要性があると認定された3～5歳児を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化となります。 0～2歳児については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化となります。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳児	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない人で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

コ ラ ム



幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されています。無償化の期間は、幼稚園については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化となります。

食材料費や通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除となります。本市では、3歳児から5歳児までの保育所等を利用する子どもの副食費を無償化しています。

③ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められており、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、法定 13 事業から成り立っていましたが、子ども・子育て支援法、児童福祉法及び母子保健法の改正に基づき、新たに「産後ケア事業」、「乳児等通園支援事業」、「妊婦等包括相談支援事業」、さらに家庭支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の新規 3 事業が創設されました。これらの事業についても量の見込みが必要であることに加え、市町村からの利用勧奨・措置による提供も勘案することとされています。

■ 地域子ども・子育て支援事業 ■

事業名	状況	対象
①利用者支援事業	継 続	保護者
②地域子育て支援拠点事業	継 続	0～5 歳児
③妊婦健康診査	継 続	妊婦
④乳児家庭全戸訪問事業	継 続	生後 4 か月までの乳児がいる家庭
⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	継 続	養育支援が必要な家庭
⑥子育て短期支援事業	継 続	0～11 歳児
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	継 続	概ね生後 6 か月～小学生まで
⑧一時預かり事業	継 続	0～5 歳児
⑨延長保育事業	継 続	0～5 歳児
⑩病児保育事業	継 続	0～8 歳児
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	継 続	6～11 歳児
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施	—
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	未実施	—
⑭産後ケア事業	実 施	生後 1 歳までの乳児がいる母子
⑮乳児等通園支援事業	未実施	—
⑯妊婦等包括相談支援事業	未実施	—
⑰子育て世帯訪問支援事業※	実 施	妊婦または未就学児がいる家庭
⑱児童育成支援拠点事業	未実施	—
⑲親子関係形成支援事業	未実施	—

※「安芸市養育支援訪問事業」としてこれまで実施。内容を拡充し今後「子育て世帯訪問支援事業」として実施。

(2) 子どもの認定区分

教育・保育給付認定は、保育所、認定こども園、幼稚園等を利用するために必要な認定です。

施設等利用給付認定は、施設型給付を受けていない幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定です。

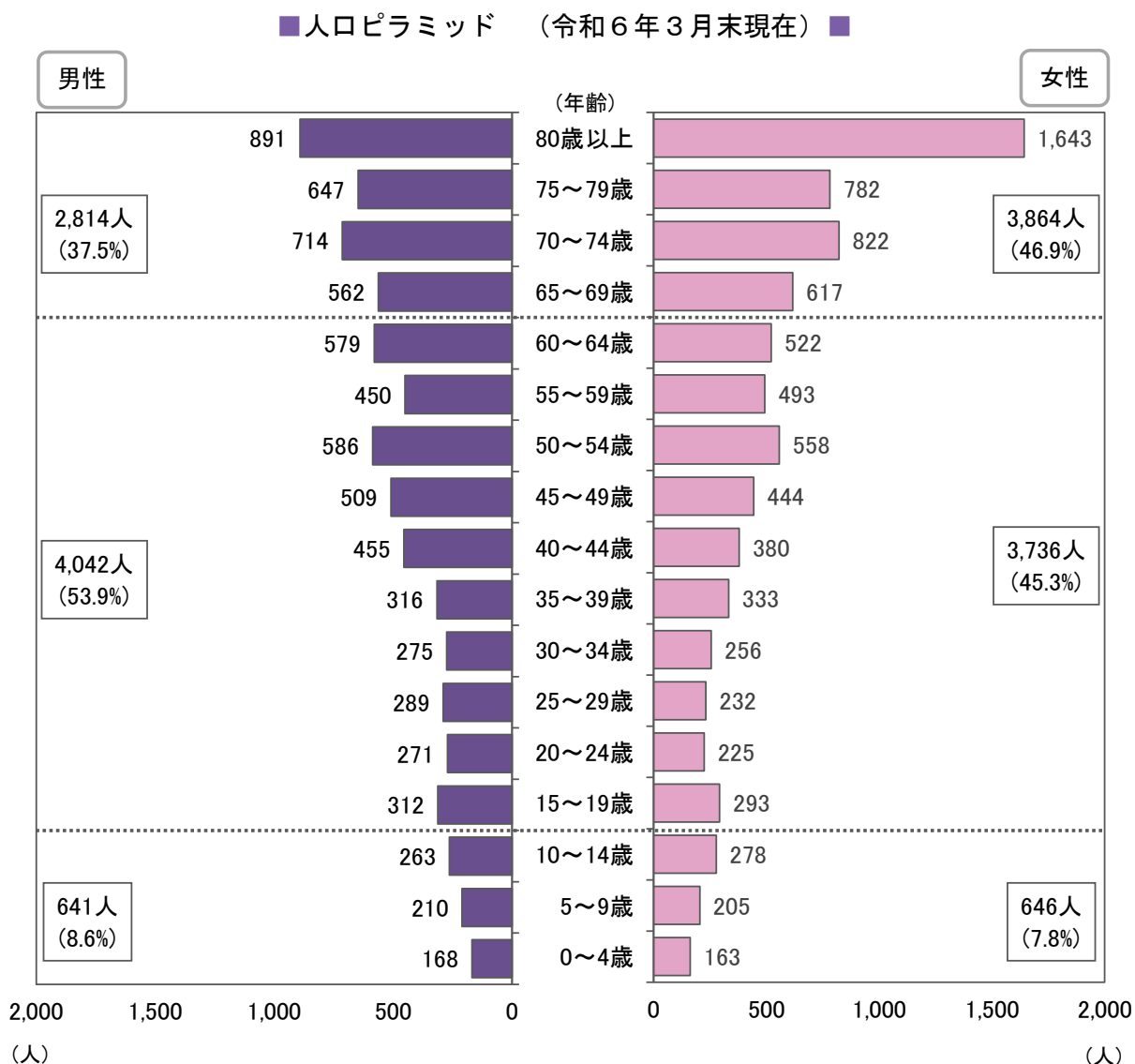
認定区分		対象者	対象施設
教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 家庭的保育事業等
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外	幼稚園 特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

第2章 安芸市の子どもを取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口ピラミッド

本市の性別・年齢5歳区分別の人口構成は、男女とも65歳以上の高齢層が多く、35歳未満の若年層が少なくなっています。特に結婚期である20～30歳代の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。



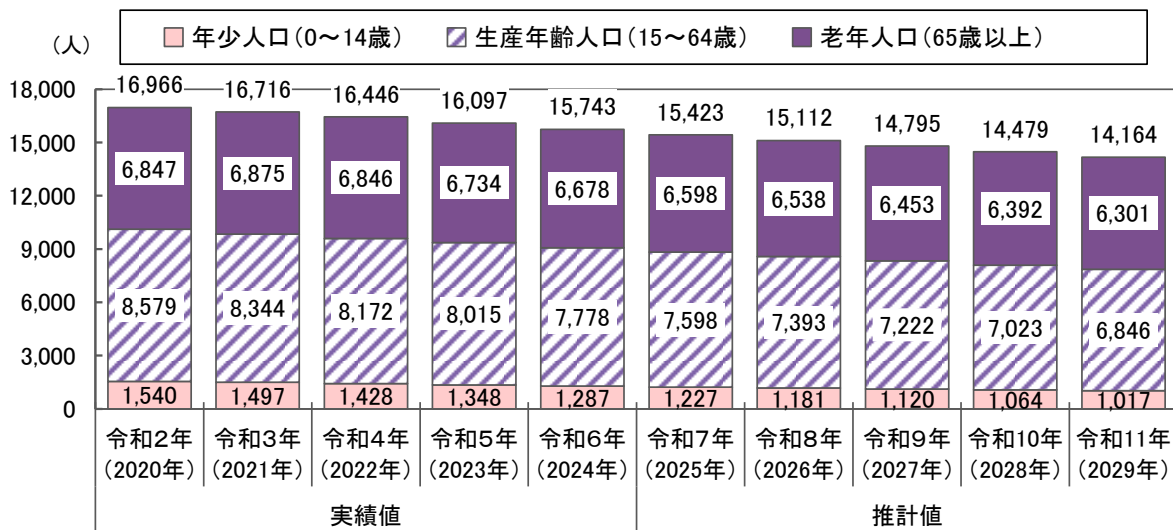
出典:住民基本台帳

(2) 人口の推移と推計

直近5か年の人口の推移は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少、老年人口（65歳以上）は令和3年以降減少に転じ、総人口は減少を続けています。推計人口においても減少傾向が続くと見込まれています。

また、年齢3区分人口割合は、年少人口、生産年齢人口の割合が減少し、老年人口割合が増加しており、令和6年で年少人口8.2%、生産年齢人口49.4%、老年人口42.4%となっています。今後も老年人口の割合が増加する見込みとなっています。

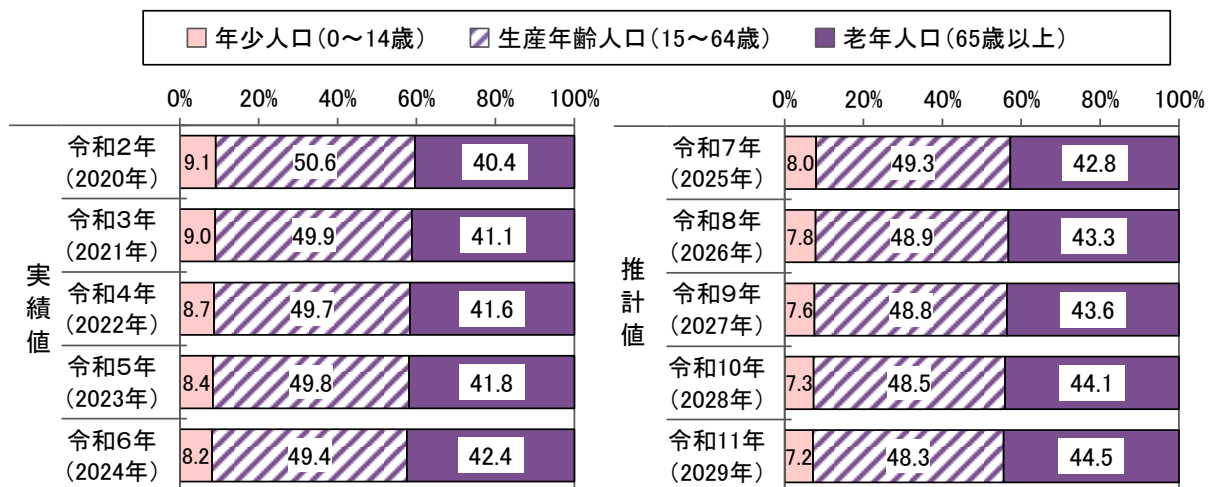
■総人口と年齢3区分人口の推移■



出典：【実績値】住民基本台帳（各年3月末現在）

【推計値】令和2年～令和6年の実績から、コーホート変化率法を用いて算出

■年齢3区分人口割合の推移■



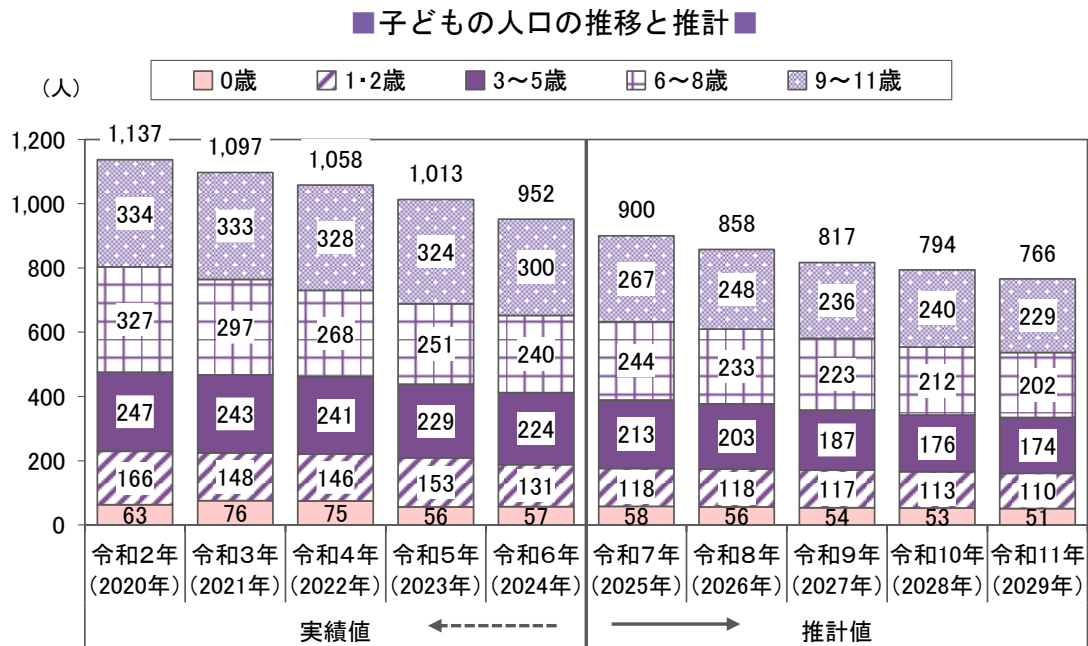
出典：【実績値】住民基本台帳（各年3月末現在）

【推計値】令和2年～令和6年の実績から、コーホート変化率法を用いて算出

(3) 子どもの人口の推移と推計

直近5か年の小学生までの子どもの人口は減少傾向で推移しており、令和6年度では952人となっています。

推計人口においても減少傾向が続くと見込まれており、計画の最終年度である令和11年の推計値は合計766人と、子ども・子育て支援新制度が始まった平成27年度の子どもの人口（1,441人）の約半数程度になると見込まれています。



出典:【実績】住民基本台帳(各年3月末現在)

【推計】令和2年～令和6年の実績から、コーホート変化率法を用いて算出

■ 令和11年までの0歳児～11歳児の推計人口 ■

単位: (人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	58	56	54	53	51
1歳	58	59	57	55	54
2歳	60	59	60	58	56
3歳	70	59	58	59	57
4歳	74	70	59	58	59
5歳	69	74	70	59	58
6歳	81	69	74	70	59
7歳	84	81	69	74	70
8歳	79	83	80	68	73
9歳	75	78	82	79	67
10歳	94	75	78	82	79
11歳	98	95	76	79	83
総児童数	900	858	817	794	766

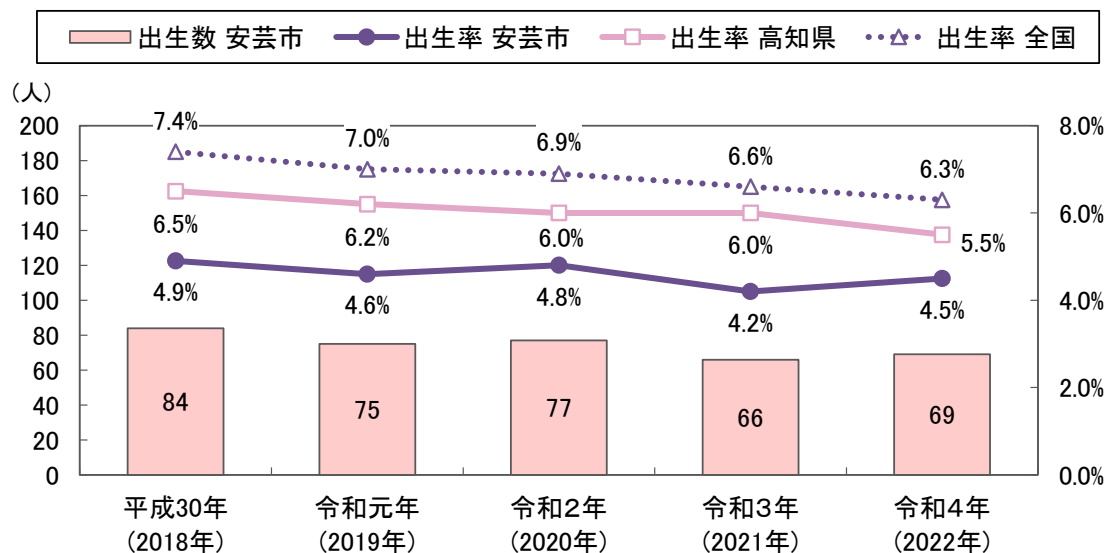
出典:【推計】令和2年～令和6年の実績から、コーホート変化率法を用いて算出

(4) 出生の動向

本市の出生数は 60 人から 80 人程度、出生率（人口千対）は 4 % 台で推移しており、高知県、全国の出生率を下回っています。

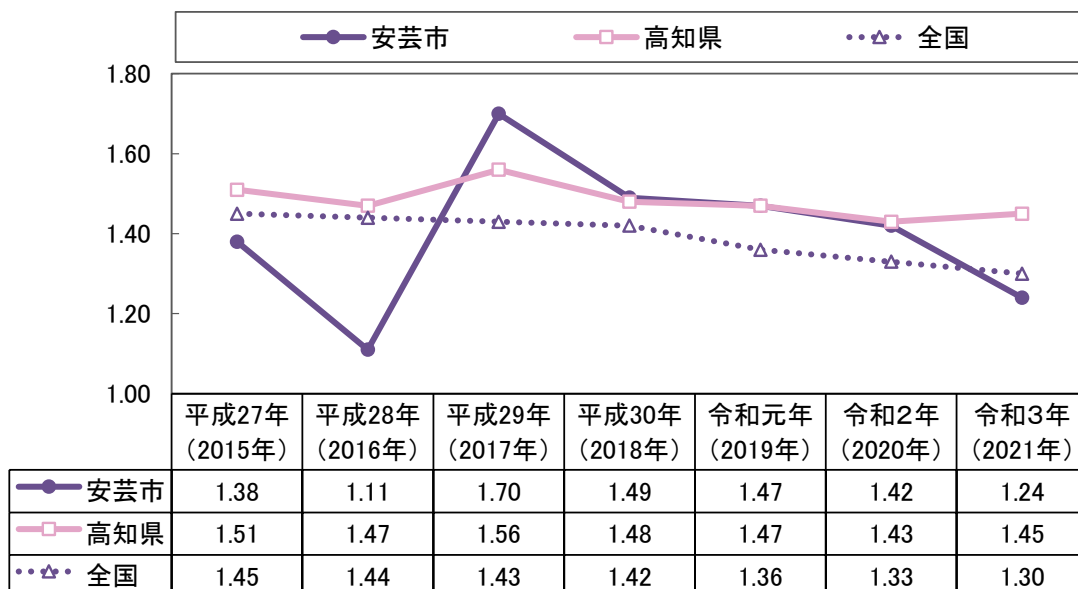
合計特殊出生率は年ごとの変動が大きく、平成 29 年には高知県、全国を上回っていたものの、令和 3 年では高知県、全国を下回る 1.24 となっています。

■ 出生数・出生率（人口千対）の推移 ■



出典: 人口動態統計

■ 合計特殊出生率の推移 ■



出典: 人口動態統計、高知県健康づくり支援システム

（５）人口動態の推移

出生から死亡を差し引いた自然増減、転入から転出を差し引いた社会増減は、直近５か年はいずれもマイナスであり、毎年250～350人程度の人口減となっています。

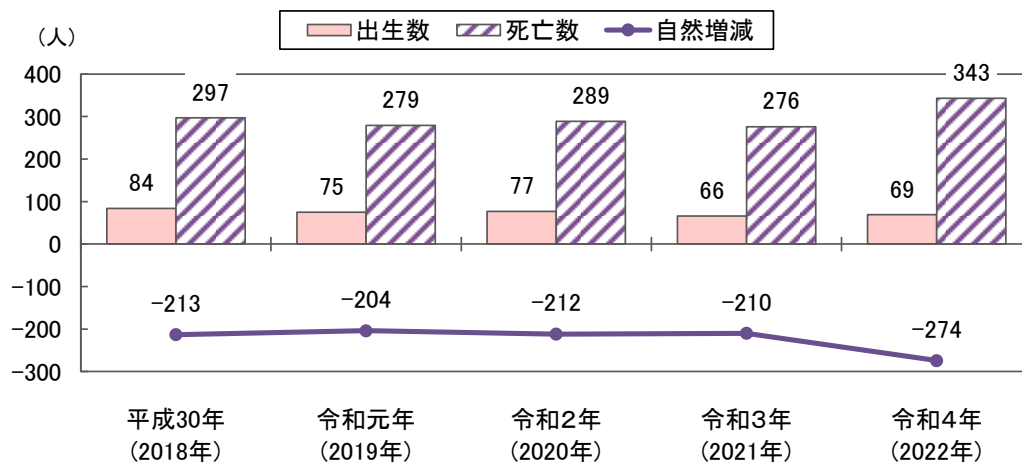
■人口動態の推移■

単位：(人)

	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成30年	▲ 305	84	297	▲ 213	475	567	▲ 92
令和元年	▲ 298	75	279	▲ 204	433	527	▲ 94
令和2年	▲ 267	77	289	▲ 212	470	470	▲ 55
令和3年	▲ 276	66	276	▲ 210	425	425	▲ 66
令和4年	▲ 358	69	343	▲ 274	481	481	▲ 84

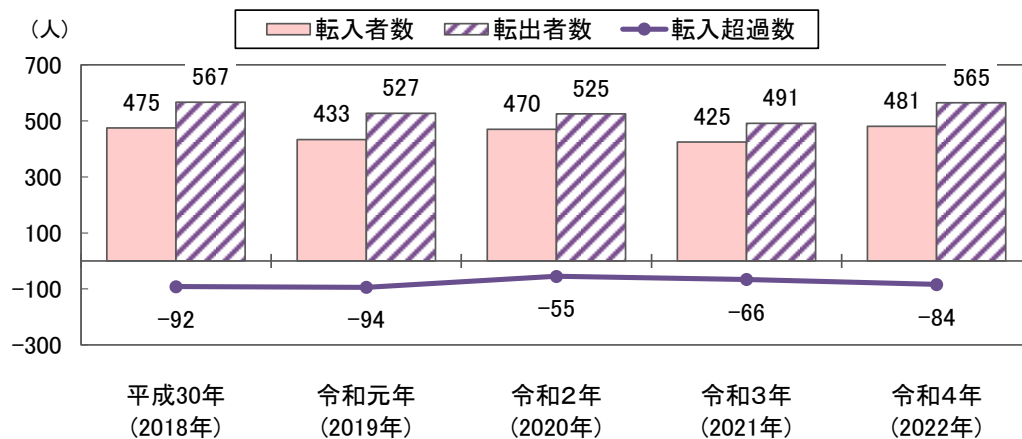
出典：【自然動態】人口動態調査、【社会動態】住民基本台帳人口移動報告

■自然動態の推移■



出典：人口動態調査

■社会動態の推移■

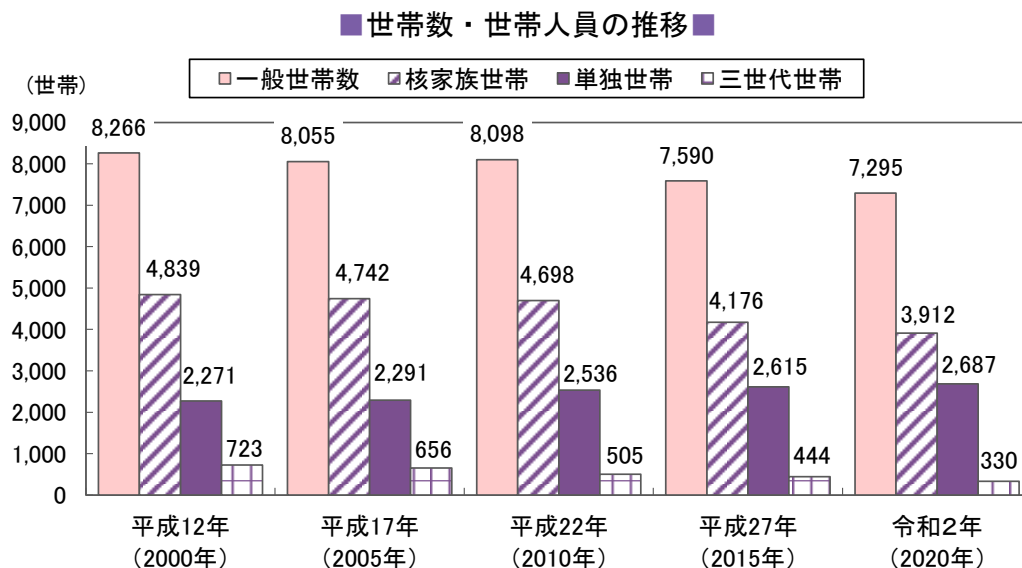


出典：住民基本台帳人口移動報告

(6) 世帯の動向

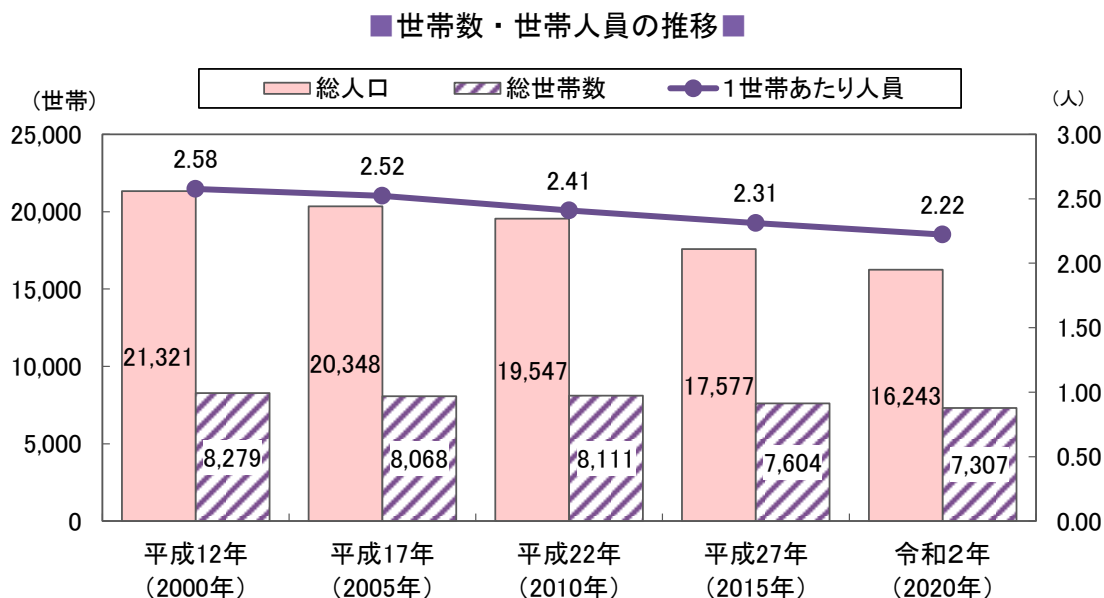
一般世帯数は、平成12年から減少しており、令和2年で7,295世帯となっています。核家族世帯と三世帯世帯は減少しており、三世帯世帯は平成12年の723世帯から令和2年は330世帯に半減している一方で、単独世帯は増加しており、令和2年で2,687世帯となっています。

1世帯あたり人員は、単独世帯の増加により年々少なくなっており、令和2年で2.22人となっています。



出典: 国勢調査

※平成7年以前の「三世帯世帯」は「夫婦、子供と両親から成る世帯」「夫婦、子供と片親から成る世帯」「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」の計。平成17年は遡及集計。



出典: 国勢調査

※本指標の「総世帯数」には「不詳」を含む。

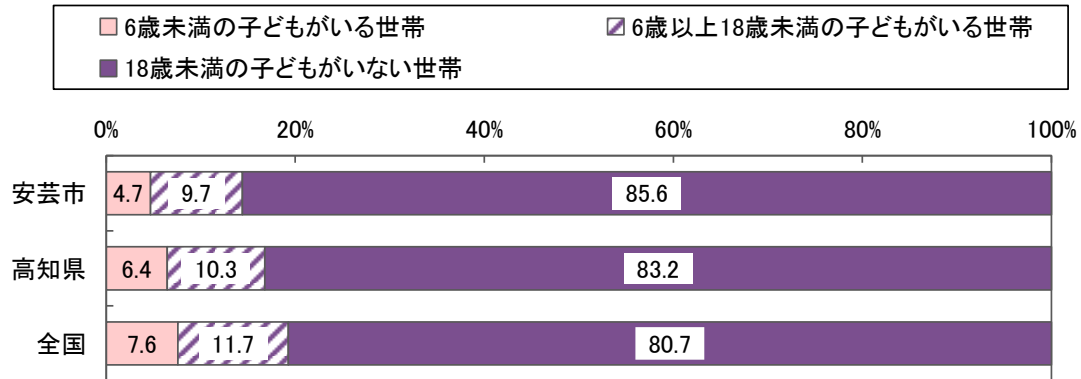
※本指標の「1世帯あたり人員」は「総人口」を「総世帯数」で除した値。

(7) 子どものいる世帯の動向

本市の一般世帯 7,295 世帯のうち、6 歳未満の子どもがいる世帯は 341 世帯 (4.7%)、6 歳以上 18 歳未満の子どもがいる世帯は 710 世帯 (9.7%) で、全国平均や県平均より子どものいる世帯の比率は低くなっています。

共働き世帯数は、令和 2 年に 1,872 世帯、共働き世帯のうち子どものいる世帯の割合は 61.3%となっています。

■子どものいる一般世帯の比較（令和 2 年）■



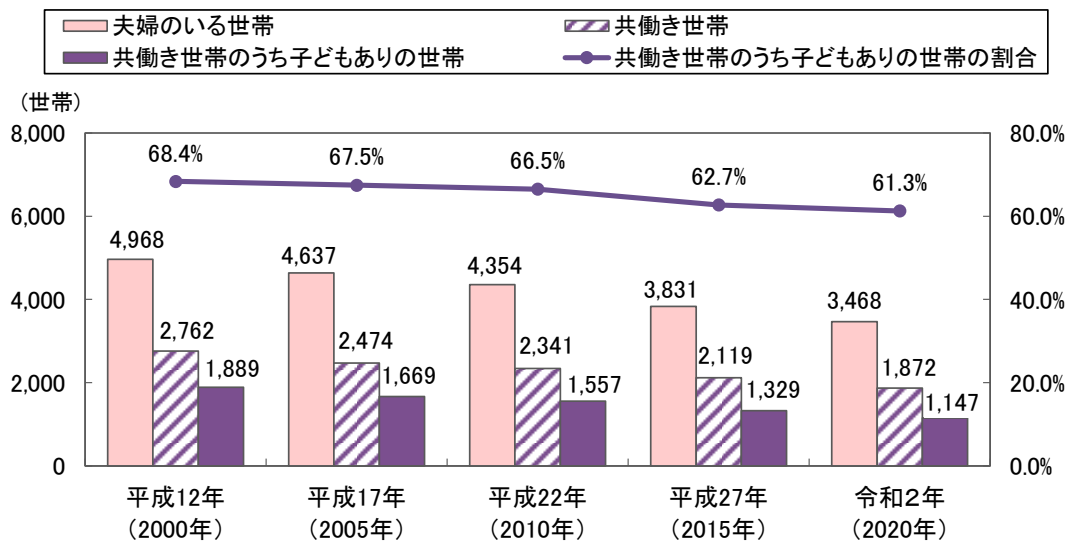
単位: (世帯)

	一般世帯数	6歳未満の子どもがいる世帯	6歳以上 18 歳未満の子どもがいる世帯	18 歳未満の子どもがいない世帯
安芸市	7,295	341 (4.7%)	710 (9.7%)	6,244 (85.6%)
高知県	314,330	20,262 (6.4%)	32,459 (10.3%)	261,609 (83.2%)
全国	55,704,949	4,224,286 (7.6%)	6,509,439 (11.7%)	44,971,224 (80.7%)

出典: 国勢調査

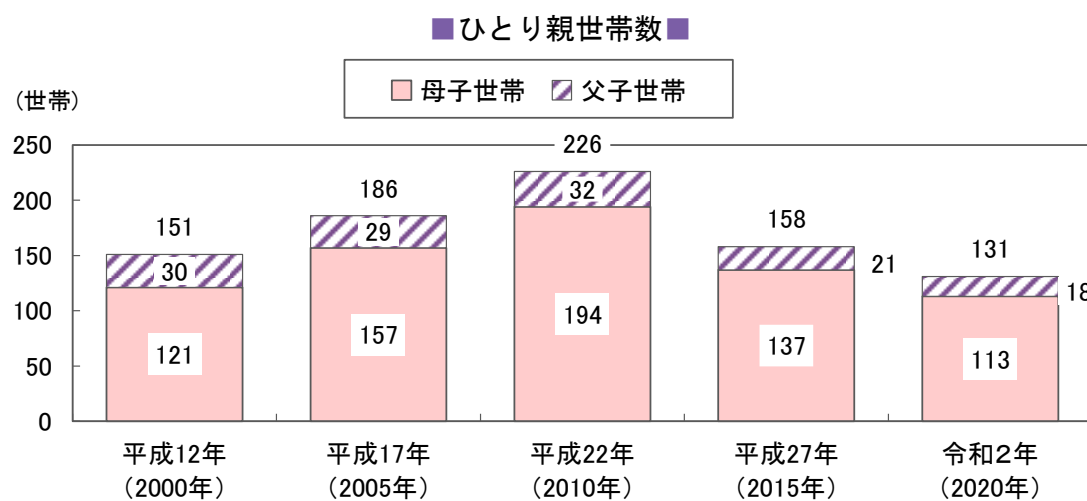
() 内は一般世帯数に占める割合

■共働き世帯数の推移■



出典: 国勢調査

ひとり親世帯数（母子世帯・父子世帯）は、平成 22 年の 226 世帯をピークに減少に転じ、令和 2 年では 131 世帯となっています。



出典: 国勢調査

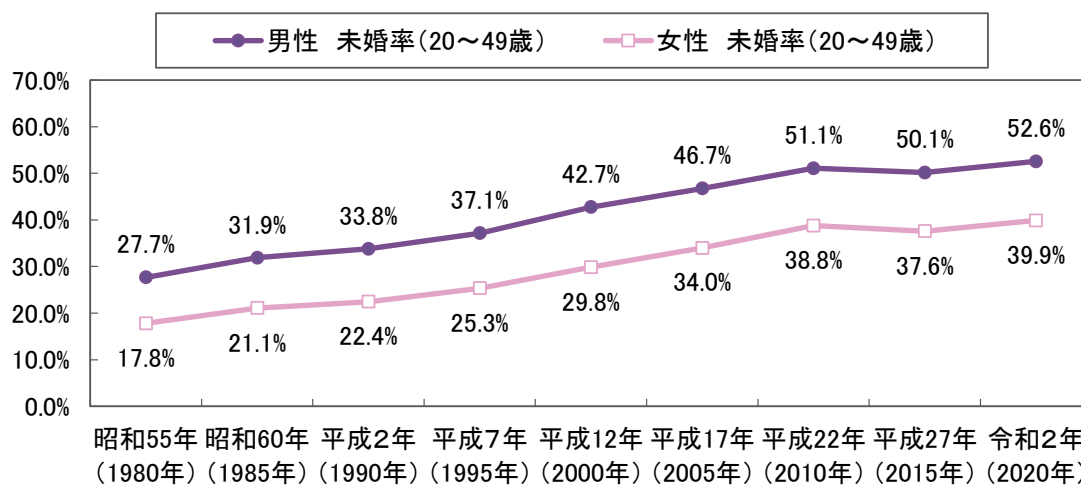
2 結婚・就業の動向

(1) 未婚率の動向

直近5か年の未婚率（20～49歳）は、男性が女性と比較して10ポイント程度高く推移しています。また、男女とも平成22年まで増加し、平成27年に一度減少しており、令和2年に男性は52.6%、女性は39.9%となっています。

未婚率を平成2年と令和2年で比較すると、男女ともにいずれの区分においても未婚率が増加しており、特に男性が女性と比べて未婚率が高くなっています。

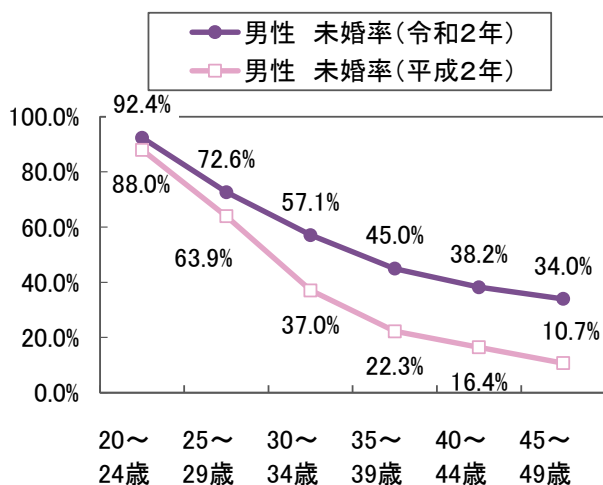
■ 未婚率（20～49歳）の推移 ■



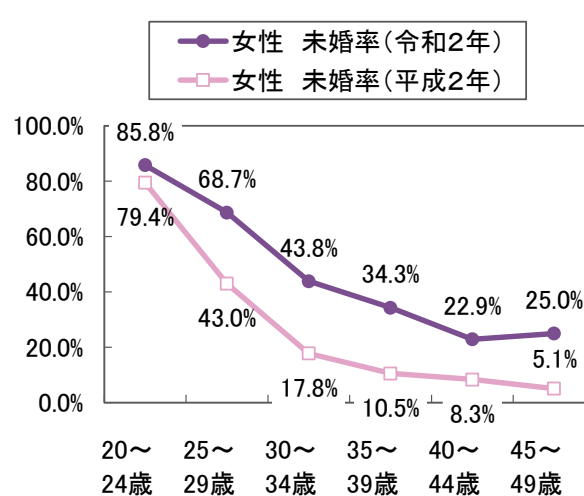
出典: 国勢調査

■ 未婚率（20～49歳）の経年比較 ■

【男性】



【女性】

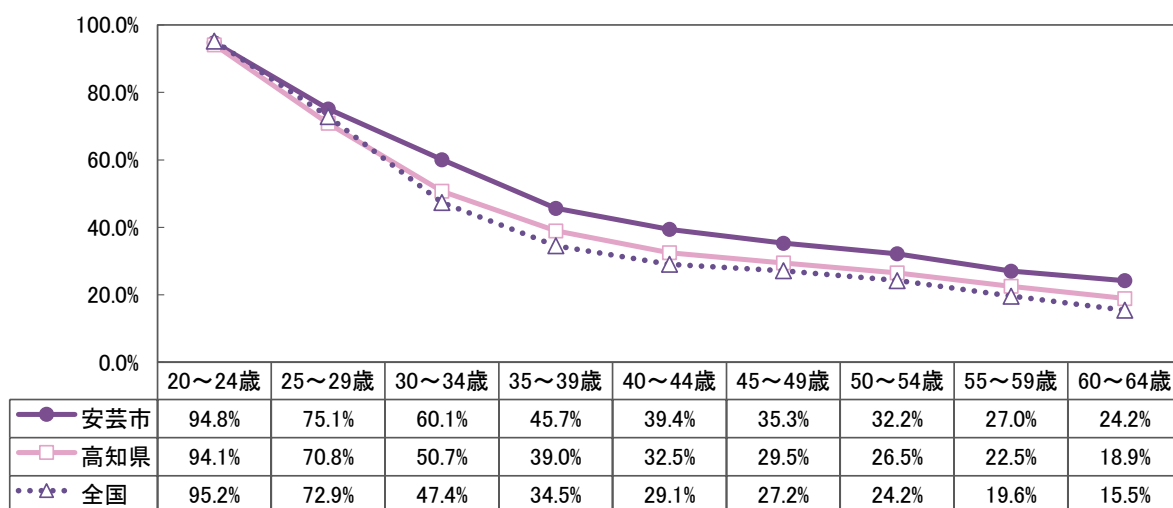


出典: 国勢調査

未婚率を全国平均、県平均と比較すると、男性では、25歳以上で全国平均、県平均より高く、女性では20～24歳、40～44歳を除く年齢で全国平均、県平均より高くなっています。

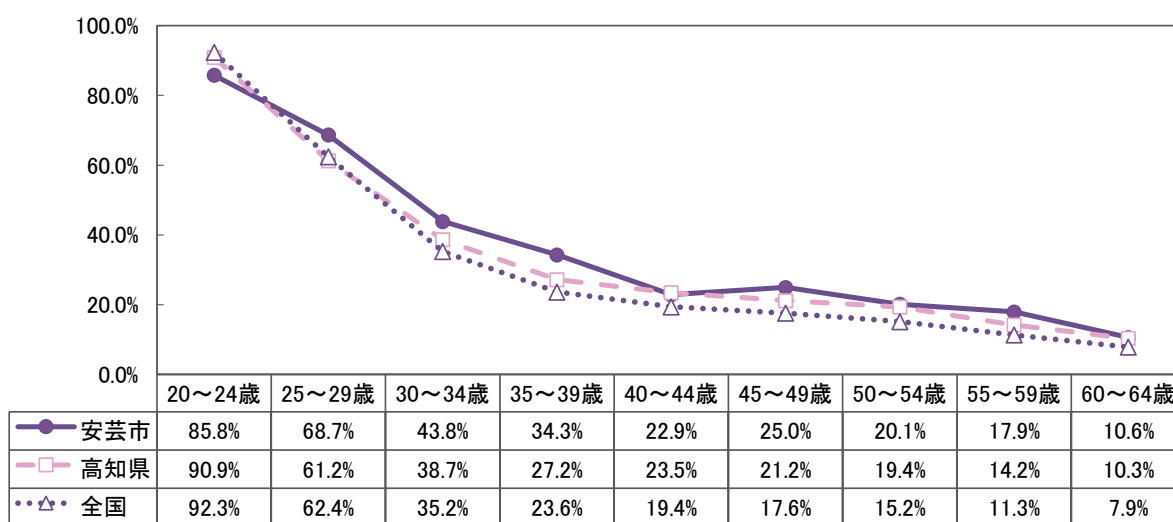
■ 未婚率の比較（令和2年） ■

【男性】



出典: 国勢調査

【女性】

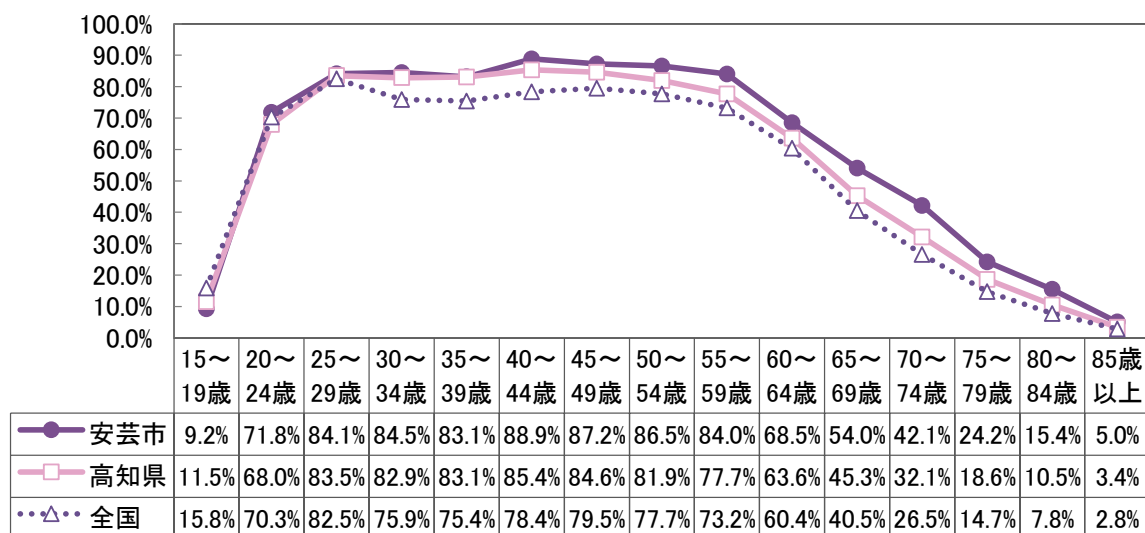


出典: 国勢調査

(2) 女性の就業率

女性の就業率は、15～19 歳を除くすべての年齢区分で、全国平均及び県平均と同等以上となっています。

■ 年齢別女性就業率（令和2年） ■



出典：国勢調査

3 保育所（園）・学校の状況

（１）保育所（園）の状況

本市には保育所が８か所あり、公立保育所が７か所、私立保育所が１か所となっています。そのうち延長保育は矢ノ丸保育園の１か所、一時預かりは安芸おひさま保育所の１か所で行われています。

入所児童数は減少傾向にあり、令和５年は３８３人となっています。

■ 保育所（園）の概要（令和６年４月） ■

単位：（人）

区分	名称	所在地	定員	入園 園児数	受け入れ 年齢	土曜日 受け入れ※１	延長 保育	一時 預かり
公立	安芸おひさま保育所	安芸市西浜570	135	124	0～5才 (生後4か月から)	7:30～ 18:30		1日5人 まで
	穴内保育所	安芸市穴内乙1688	30	17	1～5才	8:00～ 12:00		
	赤野保育所※２	安芸市赤野乙49-3	20	3	1～5才	8:00～ 12:00		
	井ノ口保育所	安芸市井ノ口乙72	45	24	1～5才	8:00～ 12:00		
	土居保育所	安芸市土居1056	70	56	1～5才	8:00～ 12:00		
	川北保育所	安芸市川北甲2548-1	20	19	1～5才	8:00～ 12:00		
	伊尾木保育所	安芸市伊尾木818	25	11	1～5才	8:00～ 12:00		
私立	矢ノ丸保育園	安芸市矢ノ丸3-13-1	100	103	0～5才 (生後4か月から)	7:30～ 18:30	19:30 まで	
合計			445	357				

※１ 土曜日保育：原則は午前中。保護者の就労状況により午後６時３０分まで受け入れ可。

※２ 赤野保育所は令和７年度から休所。

出典：保育所入所のしおり（令和６年４月１日現在）

■ 保育所（園）入所児童数の推移 ■

単位：園数（か所）、園児数（人）

		令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
園数		8	8	8	8	8
園児数	0歳	35	40	33	32	33
	1歳	65	58	62	58	58
	2歳	77	75	64	69	71
	3歳以上	243	238	234	227	221
	計	420	411	393	386	383

出典：安芸市福祉事務所 こども係（各年３月末時点）

(2) 小・中学校の状況

現在本市で開校している学校は、市立小学8校、市立中学校1校、県立中学校1校です。
令和5年の児童生徒の総数は小学校541人、中学校258人となっています。

■小・中学校の概要■

単位:学級数(学級)、児童・生徒数(人)

区分	名称	所在地	学級数	在校 児童・生徒数
市立小学校	下山小学校	安芸市下山456	2	4
	伊尾木小学校	安芸市伊尾木3719	4	25
	川北小学校	安芸市川北甲2595	9	65
	土居小学校	安芸市土居1097	9	147
	井ノ口小学校	安芸市井ノ口乙81	7	76
	安芸第一小学校	安芸市久世町4-13	11	185
	穴内小学校	安芸市穴内乙1674	4	20
	赤野小学校	安芸市赤野乙1016	4	19
市立中学校	安芸中学校	安芸市僧津126番地1	15	258
県立中学校	県立安芸中学校	安芸市桜ヶ丘町784番地	6	116

出典:安芸市福祉事務所 こども係(令和6年5月時点)

■小・中学校の推移■

単位:学級数(学級)、児童数(人)、生徒数(人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校 (8校)	学級数	58	57	56	53	50
	特別支援学級	18	18	17	15	13
	児童数	656	628	594	574	541
中学校 (2校)	学級数	17	15	13	15	15
	特別支援学級	8	6	4	6	6
	生徒数	280	280	258	253	258

出典:安芸市福祉事務所 こども係(各年5月1日時点)

4 アンケート調査結果の概要

令和5年度に実施したアンケート調査の結果は以下のとおりです。

就学前児童保護者用調査結果については「就学前」、小学生児童保護者用調査結果については「小学生」と略称し掲載しています。

また、平成30年度に実施した調査を「前回調査」とし、比較を掲載している場合があります。

(1) 子どもを見てもらえる親族・知人の有無

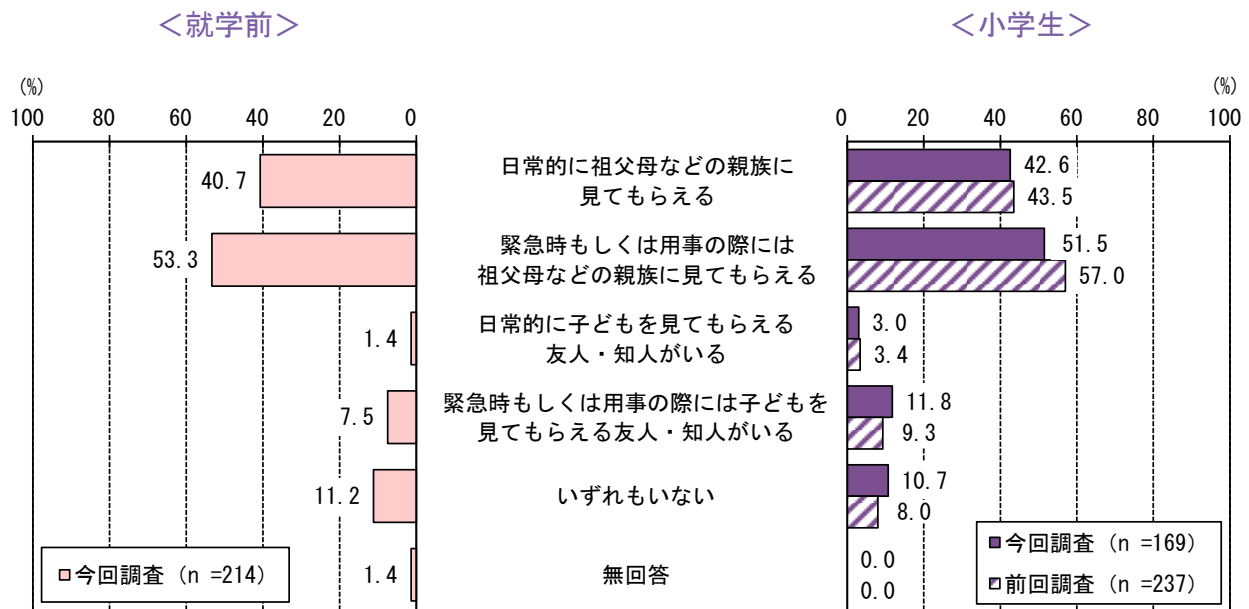
日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の有無は、就学前、小学生の保護者ともに5割程度の人が「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族に見てもらえる」、4割程度の人が「日常的に祖父母などの親族に見てもらえる」と回答しています。

一方で、就学前、小学生の保護者ともに、1割の人が「いずれもない」と回答しています。

また、小学生の保護者について、前回調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族に見てもらえる」が5.5ポイント低下し、「いずれもない」が2.7ポイント上昇しています。

※就学前児童は今期からの設問のため、比較を掲載していません。

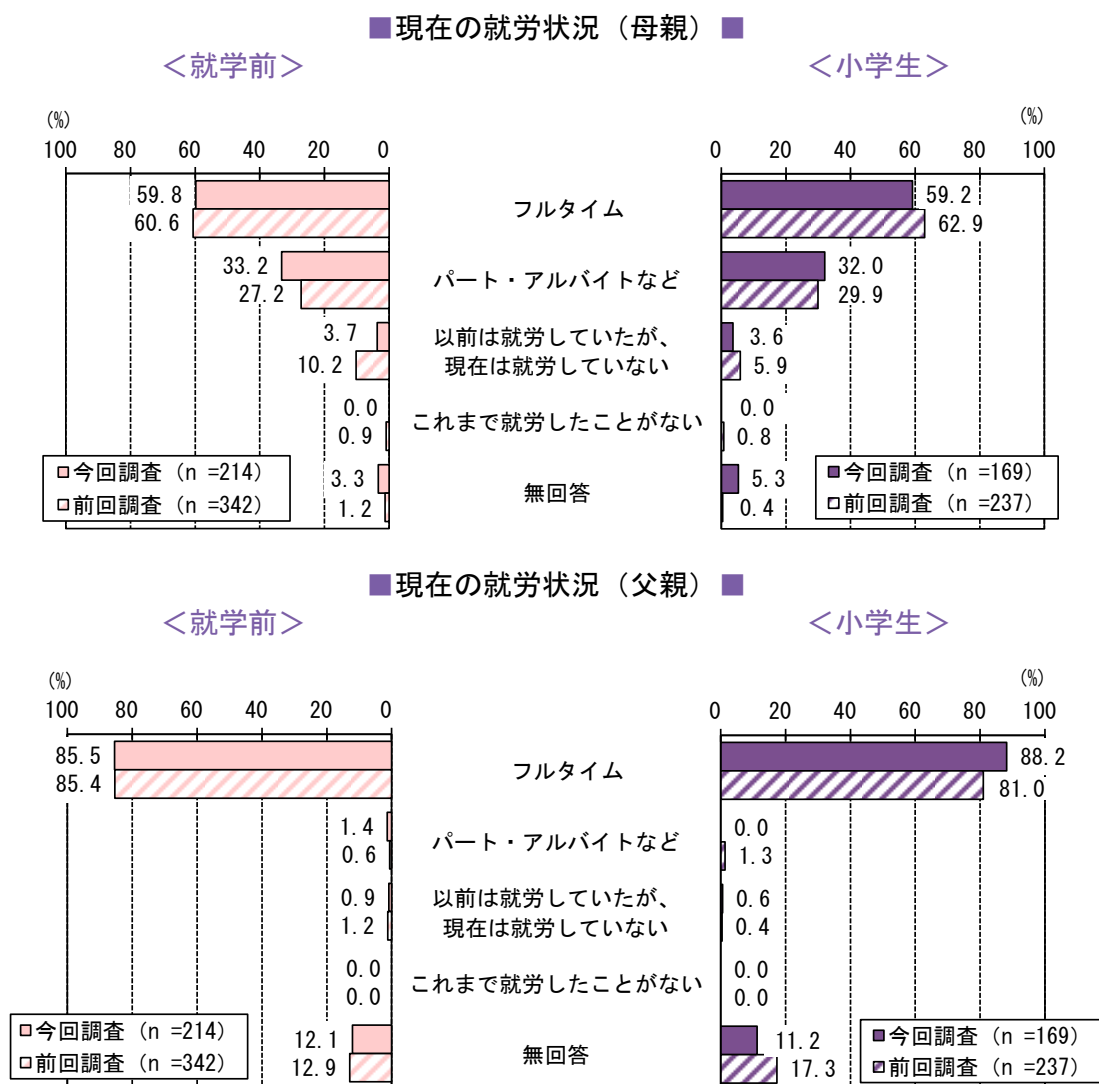
■ 子どもを見てもらえる親族・知人 ■



(2) 保護者の就労状況

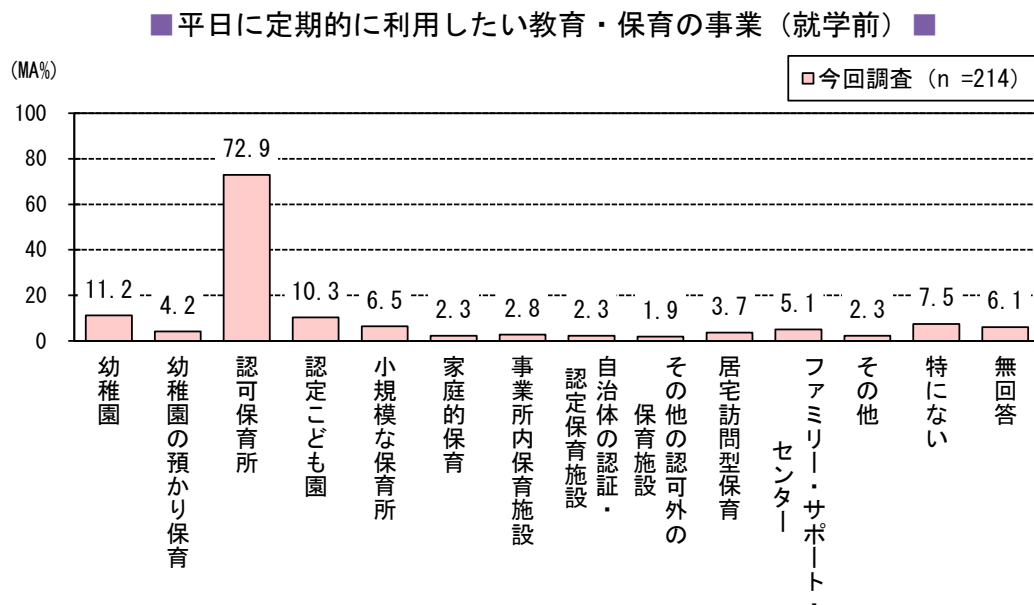
保護者の就労状況をみると、母親では、就学前、小学生の保護者ともに、「フルタイム」が約6割、「パート・アルバイトなど」が約3割となっており、9割以上の人が就労している状況です。

また、父親では、就学前、小学生の保護者ともに、「フルタイム」が8割以上を占めています。



(3) 平日に定期的に利用したい教育・保育の事業

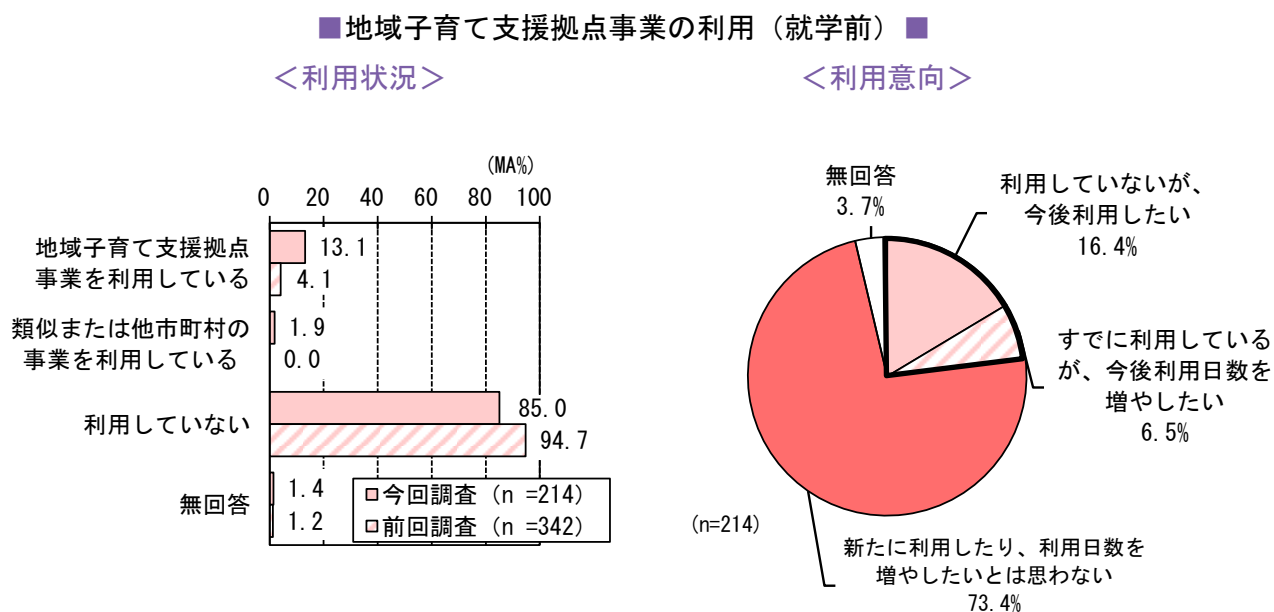
平日に定期的に利用したい事業は、「認可保育所」が 72.9%で最も多く、次いで「幼稚園」が 11.2%、「認定こども園」が 10.3%となっています。



(4) 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「利用していない」が 85.0%で最も多くなっていますが、「地域子育て支援拠点事業を利用している」が 13.1%と前回調査より 9 ポイント上昇しています。

今後の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が 16.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 6.5%となっており、新たに利用、または利用日数の増加を考えている人は、全体の約 2 割を占めています。

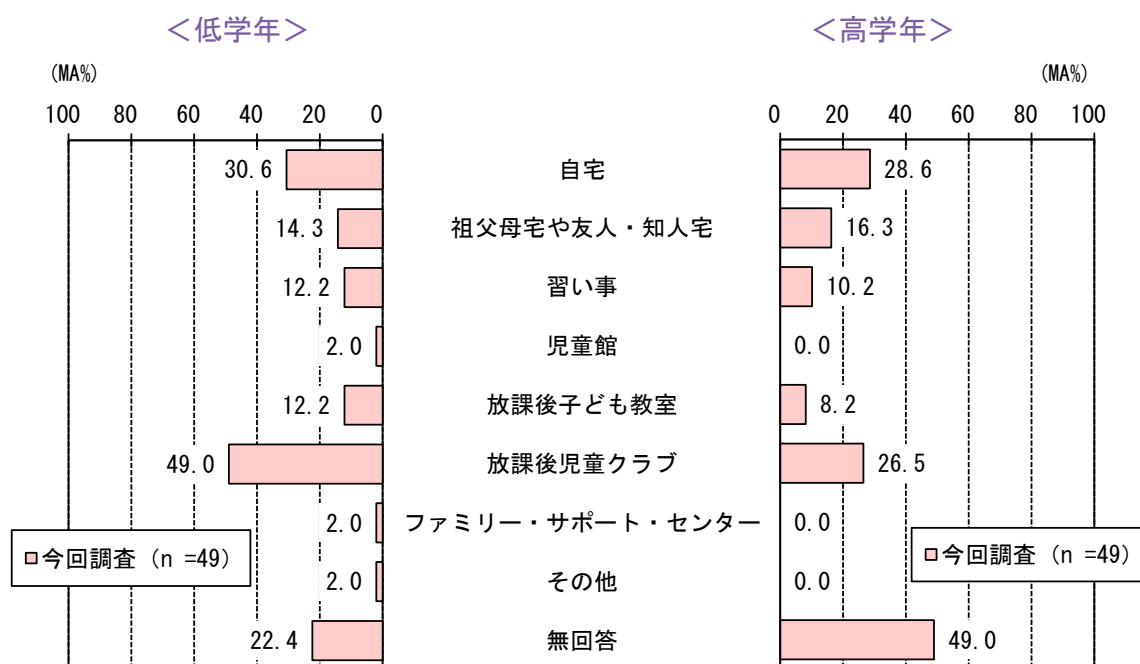


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

子どもが小学校就学後、放課後をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年の時は、「放課後児童クラブ」が49.0%で最も多く、次いで「自宅」が30.6%となっています。

高学年の時は、「自宅」が28.6%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が26.5%と、「放課後児童クラブ」の希望は半減しています。

■小学校就学後の放課後の過ごし方の希望（就学前）■

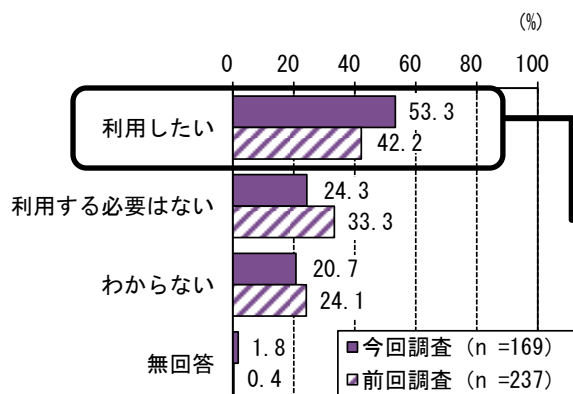


(6) 放課後児童クラブの利用希望

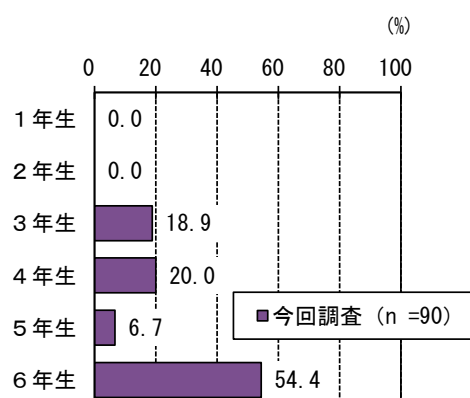
放課後児童クラブの利用希望について、5割の人が「利用したい」と回答しており、前回調査と比較すると11.1ポイント増加しています。

利用希望する学年（何年生まで利用したいか）は、「6年生」が54.4%で最も多くなっています。

■放課後児童クラブの利用希望（小学生）■



■利用希望する学年（小学生）■

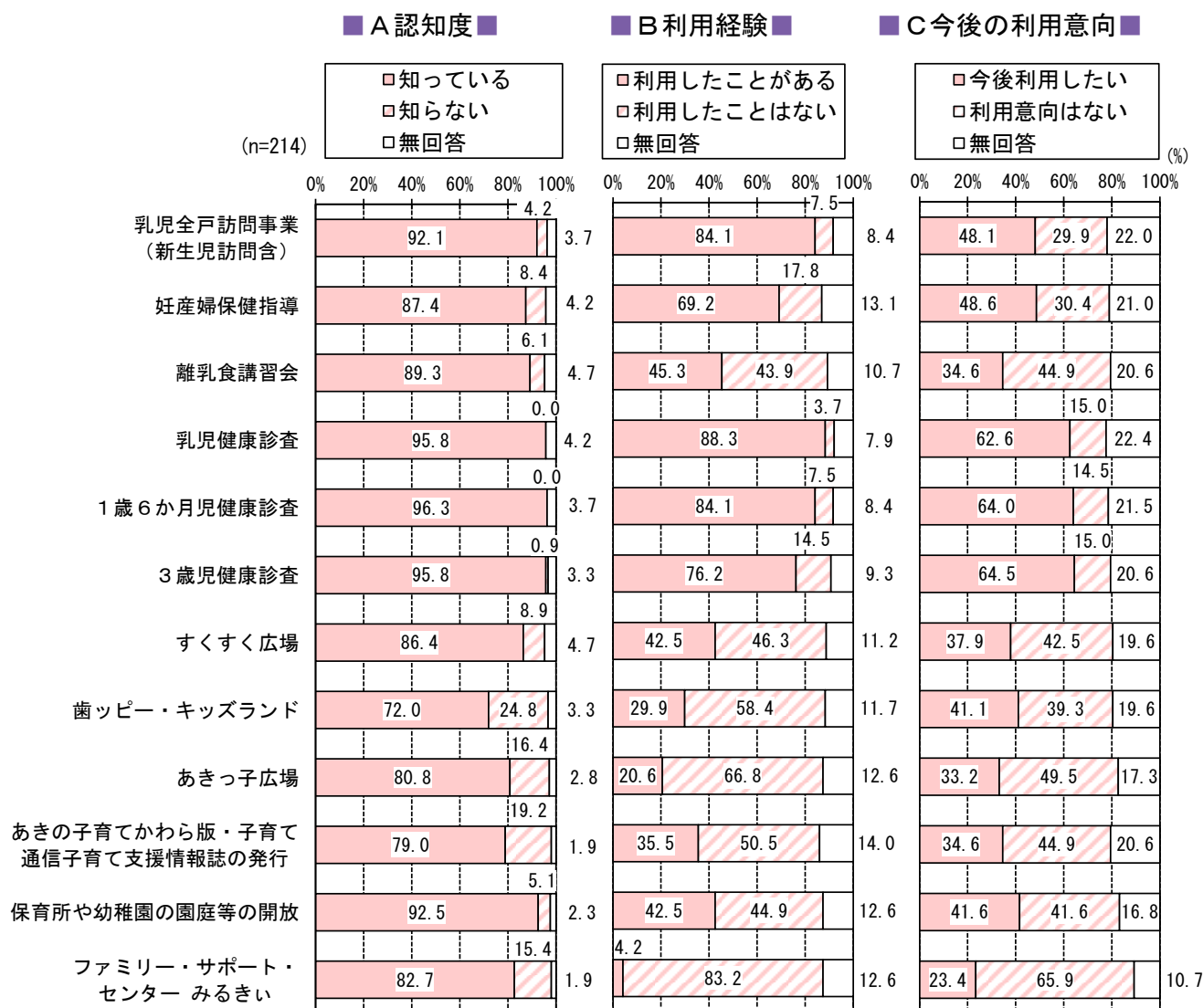


(7) 安芸市が実施している事業の認知・利用状況・利用意向

各事業の認知度について、知っている人の割合が9割を超えている事業は、「乳児全戸訪問事業（新生児訪問含）」、「乳児健康診査」、「1歳6か月児健康診査」、「3歳児健康診査」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」となっています。一方で、知らない人の割合が最も多い事業は、「歯ッピー・キッズランド」で24.8%となっています。

利用状況について、利用したことがある割合が8割を超えている事業は、「乳児健康診査」、「乳児全戸訪問事業（新生児訪問含）」、「1歳6か月児健康診査」となっています。一方で、利用したことがない割合が多い事業は「ファミリー・サポート・センターみるきい」で83.2%、「あきっ子広場」が66.8%、「歯ッピー・キッズランド」が58.4%となっています。

今後の利用意向について、今後利用したい割合が6割を超えている事業は、「3歳児健康診査」で64.5%、次いで、「1歳6か月児健康診査」が64.0%、「乳児健康診査」が62.6%となっています。



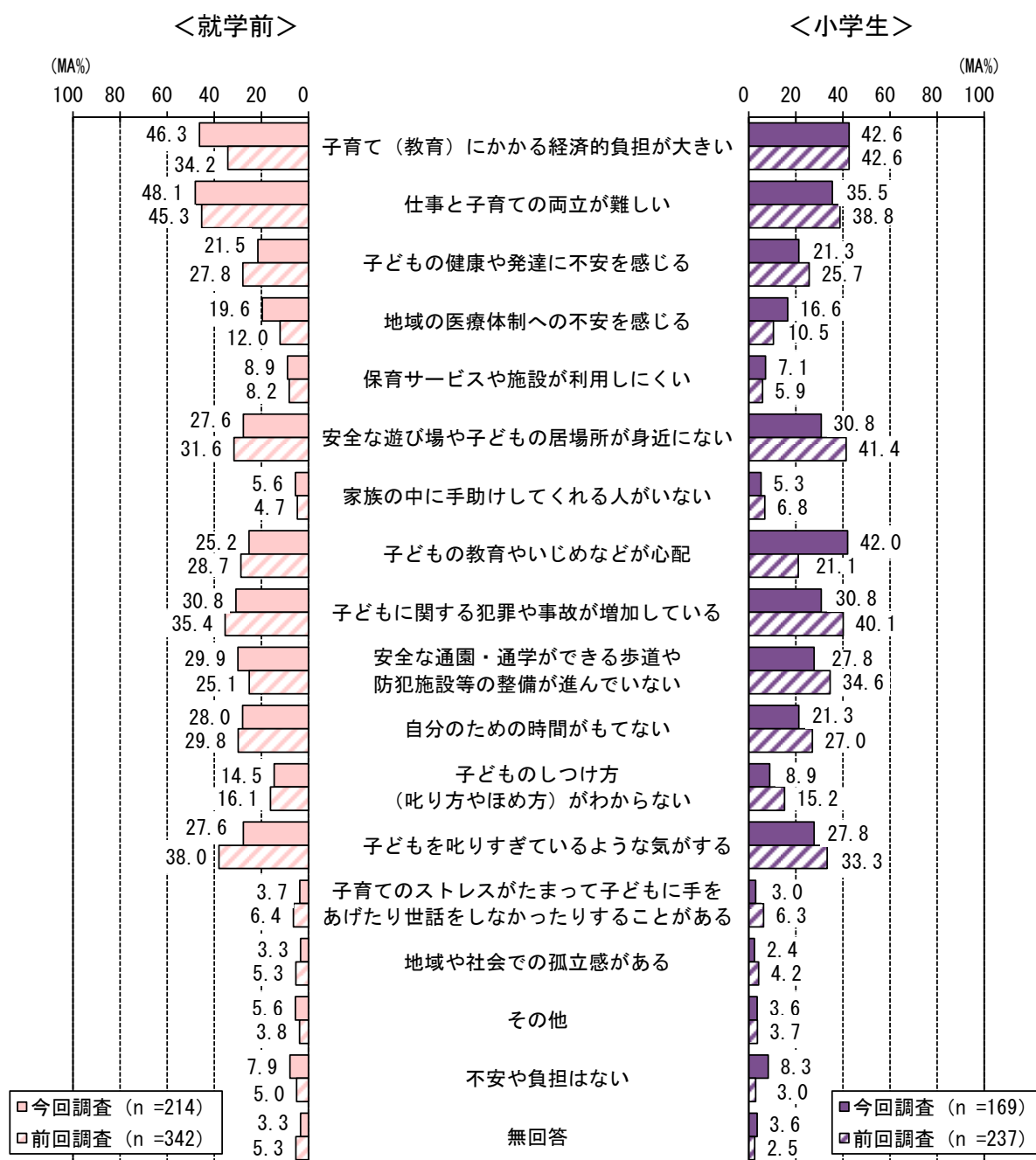
(8) 子育てをするうえで、日常感じている不安や負担

子育てをするうえで感じている不安や負担は、就学前、小学生の保護者ともに、「仕事と子育ての両立が難しい」、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が多くなっています。

また、就学前の保護者では、「子どもに関する犯罪や事故が増加している」、小学生の保護者では、「子どもの教育やいじめなどが心配」等も上位となっています。

前回調査と比較すると、就学前の保護者では、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が12.1ポイント、小学生の保護者では「子どもの教育やいじめなどが心配」が20.9ポイントと大きく上昇しています。

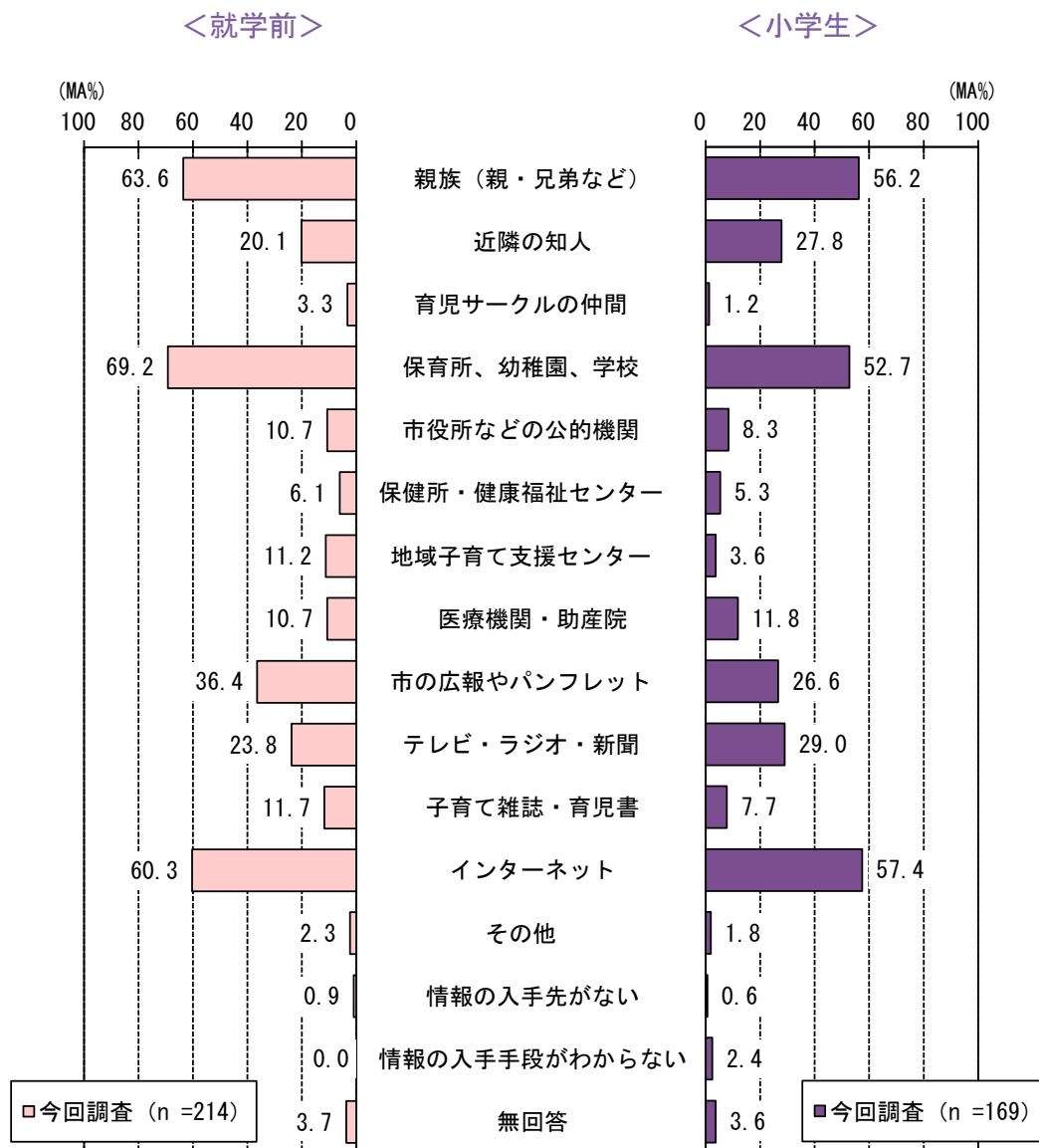
■子育てをするうえでの不安や負担■



(9) 子育てに関する情報の入手方法

子育てに関する情報の入手先について、就学前、小学生の保護者ともに、「親族（親・兄弟など）」、「保育所、幼稚園、学校」、「インターネット」の割合が多くなっています。

■子育てに関する情報の入手先■

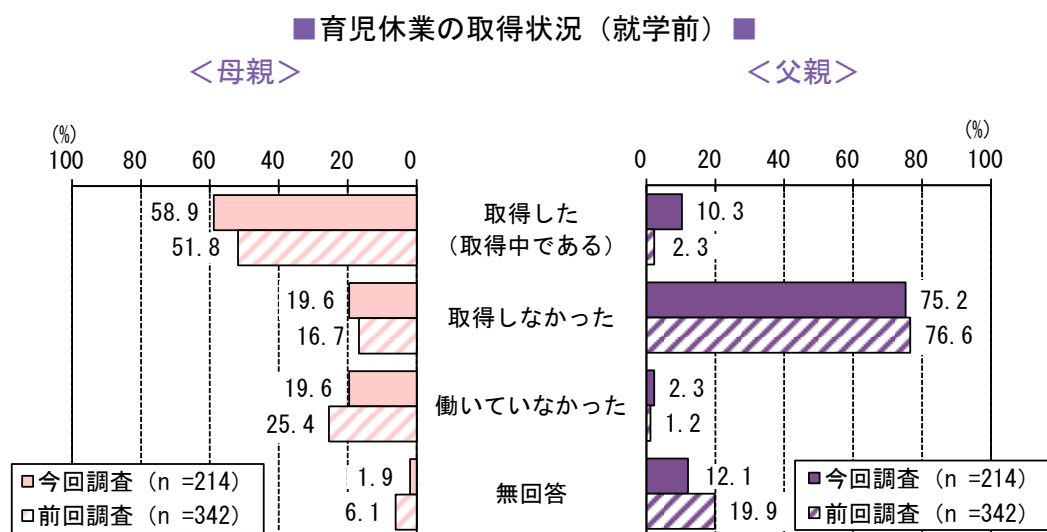


(10) 育児休業の取得状況・取得していない理由

育児休業の取得状況について、「取得した(取得中である)」は母親が58.9%、父親が10.3%となっており、父親は「取得しなかった」が75.2%と大半を占めています。

前回調査と比較すると、母親、父親ともに、「取得した(取得中である)」が上昇しており、母親では7.1ポイント、父親では8ポイント上昇しています。

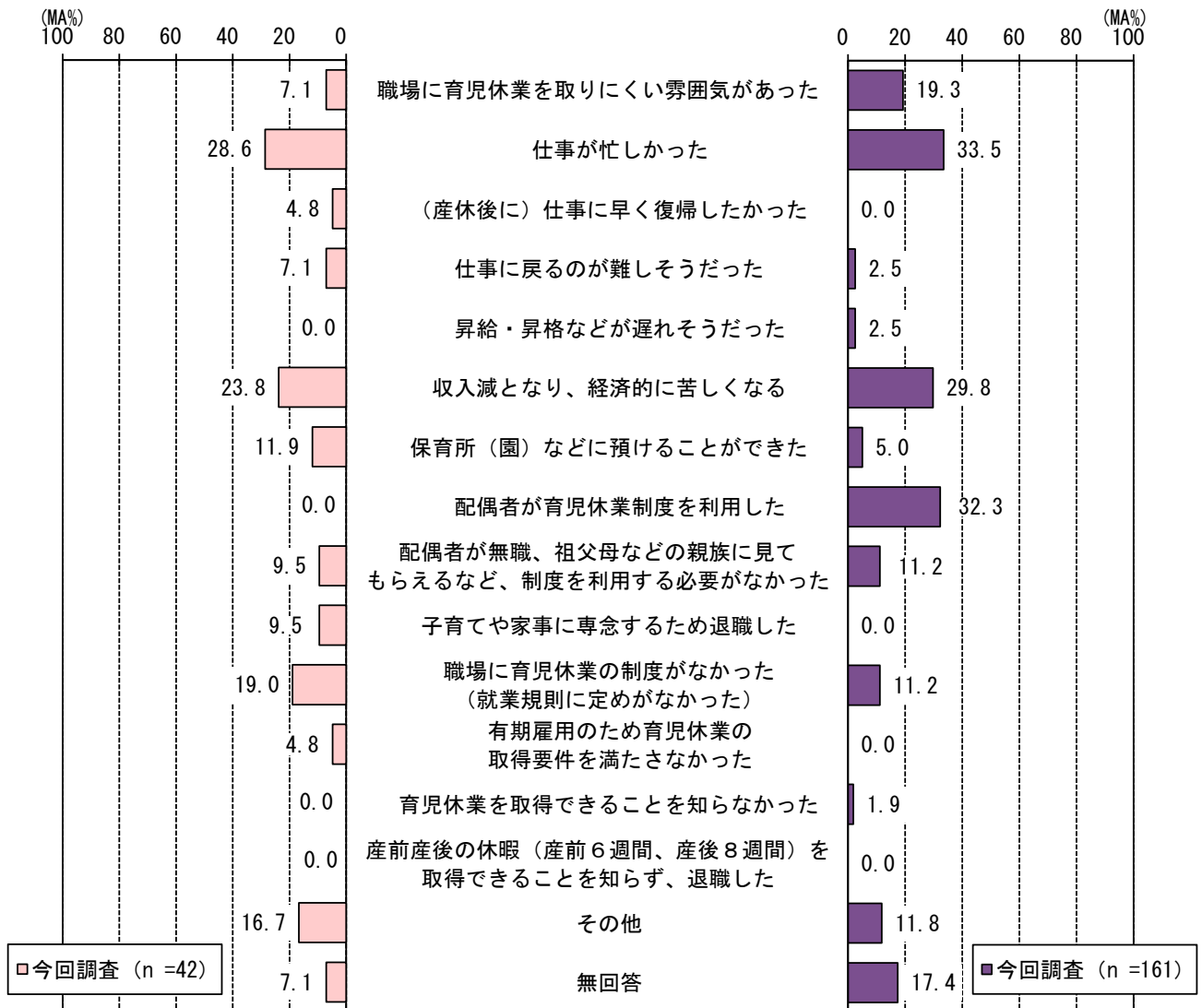
育児休業を取得しなかった理由は、母親、父親ともに「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」が多く、父親では、「配偶者が育児休業制度を利用した」が32.3%も多くなっています。



■育児休業を取得していない理由（就学前）■

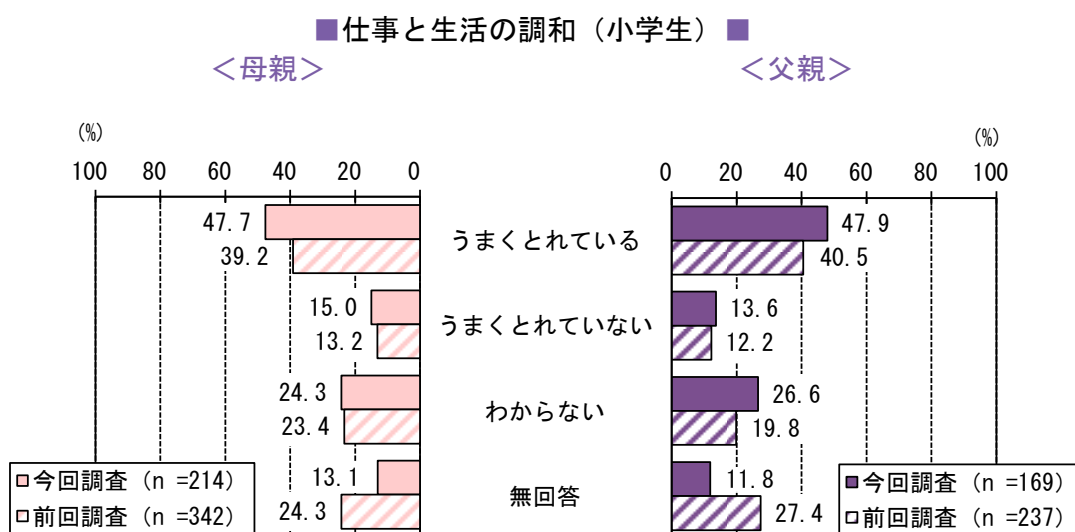
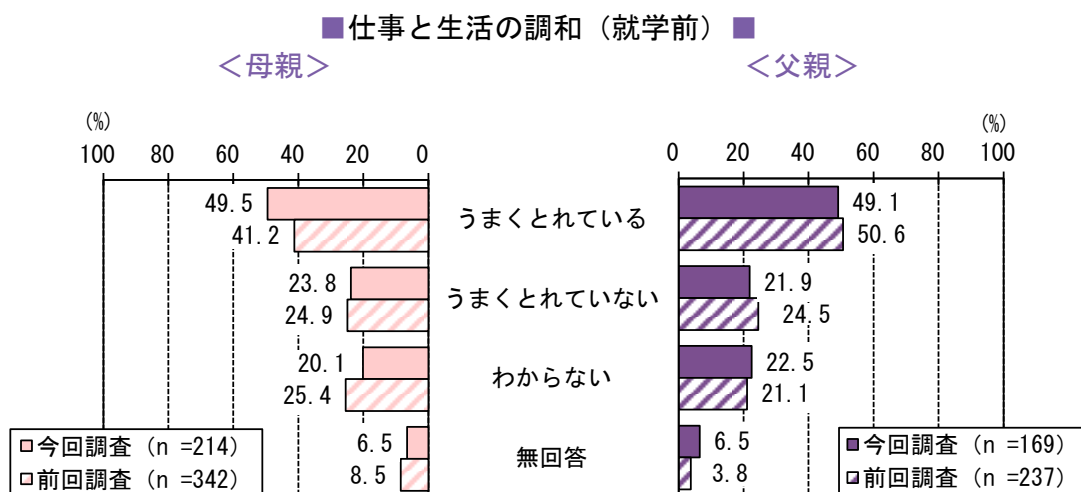
<母親>

<父親>



(11) 仕事と生活の調和

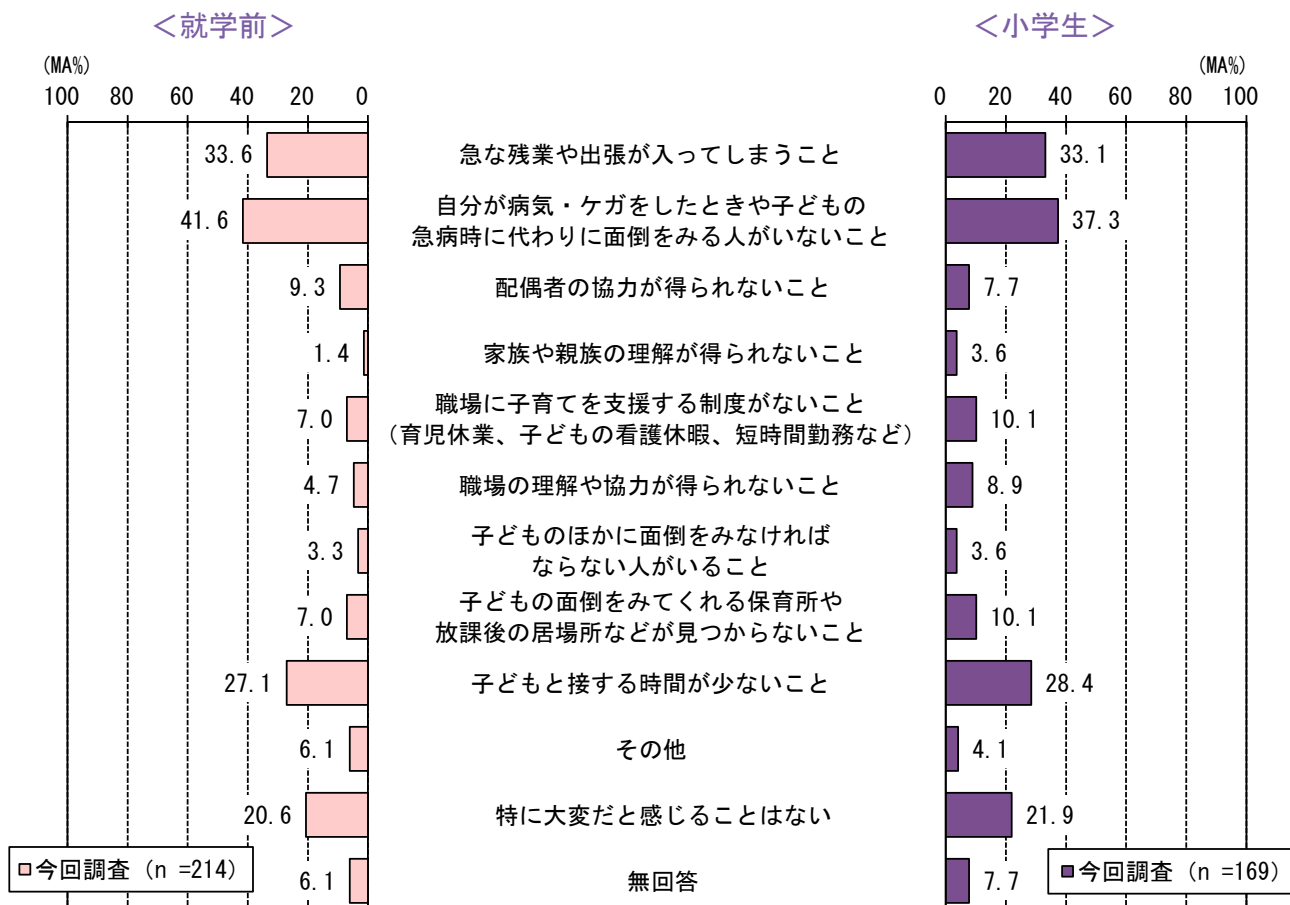
仕事と生活の調和（ワークライフバランスがとれているか）について、就学前、小学生の保護者ともに「うまくとれている」が多く、就学前の保護者（父親）を除いて、前回調査より7ポイント以上上昇しています。



(12) 仕事と子育ての両立について大変だと思うこと

仕事と子育ての両立で大変だと思うことでは、就学前、小学生の保護者ともに、「自分が病気・ケガをしたときや子どもの急病時に代わりに面倒をみる人がいないこと」、「急な残業や出張が入ってしまうこと」、「子どもと接する時間が少ないこと」が多くなっています。

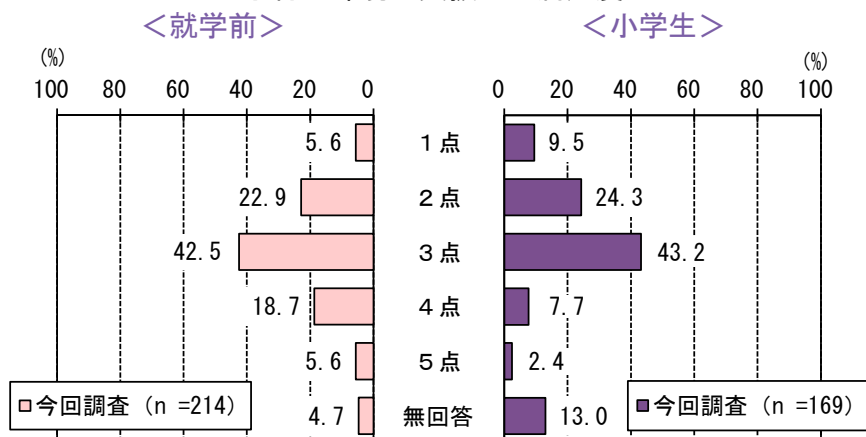
■仕事と子育ての両立について大変だと思うこと■



(13) 子育て環境や支援への満足度

子育て環境や支援への満足度（1点＝低い～5点＝高い）は、就学前、小学生の保護者ともに、「3点」が約4割となっており、次いで「2点」が約2割を占めています。

■子育て環境や支援への満足度■



5 第2期計画の評価

第2期計画は4つの基本目標と16の基本施策による75事業により構成されています。

本計画策定にあたり、第2期計画の施策評価を各事業の担当課ごとに次のように行いました。

～評価内容～

A：成果あり、計画策定時より大きく改善 C：成果なし、取り組みが不十分・未実施

B：成果はどちらとも言えない、変化なし D：評価不可（廃止）

施策	事業数	A	B	C	D
計画全体	75	17	56	2	1
1 子どもと子育て家庭への支援	23	11	13	0	0
(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	7	3	4	0	0
(2) ひとり親家庭の自立支援	5	0	5	0	0
(3) 障がい児施策の充実	8	6	3	0	0
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	3	2	1	0	0
2 地域における子育ての支援	23	1	21	1	0
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	7	0	7	0	0
(2) 子育て支援ネットワークの充実	3	0	3	0	0
(3) 児童虐待の防止	5	0	5	0	0
(4) 子どもの安心・安全の確保	8	1	6	1	0
3 仕事と子育ての両立支援	9	0	9	0	0
(1) 保育サービスの充実	6	0	6	0	0
(2) ワーク・ライフ・バランスの促進	3	0	3	0	0
4 子どもの教育環境の整備	20	5	13	1	1
(1) 保幼小中高の連携の推進	2	1	0	0	1
(2) 次世代の親の育成	2	1	1	0	0
(3) 学校教育の充実	5	0	4	1	0
(4) 子どもの居場所づくりの推進	4	1	3	0	0
(5) 思春期保健対策の充実	2	0	2	0	0
(6) 家庭や地域の教育力の向上	5	2	3	0	0

(1) 子どもと子育て家庭への支援

1. 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

主な具体的施策・事業	取り組み内容・成果	施策推進上の課題
①子育て世代包括支援センター ¹ ★きりり★(母子保健機能)	・母子保健コーディネーター ² を配置し、妊娠期からきめ細かな支援を行い、多機関との連携窓口を一本化することで情報共有・連携がスムーズになっています。	・ハイリスク妊婦に対して支援プランを作成し、計画的・継続的な支援につながるよう取り組んでいますが、妊婦自身の家族背景や成育歴、精神疾患の既往歴、外国人妊婦等、複雑なケースが増えており、信頼関係を構築しながら生活実態に沿った細かな支援が求められています。
②利用者支援事業	・母子健康手帳交付時に全数面接を実施し、妊娠期から継続した支援・関わりを行うなかで、妊産婦に対して必要な情報を提供、また関係機関との連絡・調整を行っています。 ・月1回、子育て世代包括支援センター母子保健コーディネーターを中心として、子育て包括ケア会議を実施しています。	
③健康診査等の充実	・乳幼児健康診査は個別通知を郵送、または保育所・幼稚園等に入所している児童については園から手渡しで受診勧奨を実施しています。再健診や子どもの育ちの相談については個別支援を行いながら、受診勧奨を実施しています。	・未熟児や先天性染色体異常等のため、出生した病院で乳児健診を受ける児が複数いることや保護者の仕事の都合等により、受診が難しい家庭が複数いることで、乳幼児受診率が低くなっています。
④生活習慣病予防対策の推進	・乳幼児健康診査時に保健指導で生活リズムの大切さ等の啓発を実施しています。子育て応援連絡会 ³ 等と協力しながら、子どもの健康づくりについて機関誌等を活用して、啓発・イベントの実施等を支援しています。 ・元気・ふれあい会議 ⁴ (健康づくり推進団体組織)が、歯と口の健康啓発について紙芝居や絵本を用いて、啓発活動を希望校に継続実施しています。	
⑤食育の推進	・乳幼児期から生活リズムを確立する大切さと生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。 ・養護教諭と連携を図り、生活習慣に関する課題等を共有し、生活習慣病予防の取り組みを進めます。	

[1] 子育て世代包括支援センター／主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点。

[2] 母子保健コーディネーター／妊娠期から出産・子育て期にわたるまで切れ目のない支援が行われるよう、子育て中の母子への情報提供や関係機関へつなぎ合わせを行う。

[3] 子育て応援連絡会／地域のボランティアや子育てサークル、行政等、子育て家庭を支援・応援する団体。月1回会議を開催しており、子育て講演会や世代間交流、勉強会等を計画・実施している。

[4] 元気・ふれあい会議／市内の健康づくり組織が集まり、本市の健康づくりの発展・充実に協働で行う組織。

主な具体的施策・事業	取り組み内容・成果	施策推進上の課題
⑥小児医療体制の充実	・県立あき総合病院では小児科休日医療（要電話相談、診療時間指定あり）の実施と夜間救急対応は当番医が行い、状況に応じて対応しています。 ・地域でも支援が必要な妊産婦等に関して、産婦人科外来との定期連絡会を通して情報を共有し、産前・産後を通して、あき総合病院と連携しながら個別支援の実施につなげています。 ・小児科、特に小児神経発達外来（あっぷるクリニック）への同伴受診等を行い、個別支援の充実を図っています。	
⑦子ども医療費助成制度	・高校生年代までの医療費の無償化を実施しています。	

2. ひとり親家庭の自立支援

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
①ひとり親家庭等に対する相談・情報提供体制	・本市福祉事務所の担当職員によりひとり親家庭等の相談に対応するほか、広報紙や市ホームページ等で関連事業の情報を提供しています。	・相談内容は生活一般や子育てに関することが多く、複雑多様化する傾向にあります。
②ひとり親家庭医療費助成制度	・ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図るため、所得税非課税のひとり親家庭の親子の医療費を無償化しています。	
③ひとり親家庭等の資格や技能取得への支援	・ひとり親家庭等の安定した収入を確保するために、資格や技能の取得に向けて、母子・父子家庭自立支援給付金事業による資金面での支援を行っています。	・ハローワークの事業を利用する方が多く、近年利用者はいみせんでしたが、利用要件等近年改正され、今後は対象者が増える可能性があります。
④就業支援の啓発	・ハローワーク、ひとり親家庭支援センター⁵等との連携や広報紙等で周知を行っています。	・例年実施されている、母子家庭等就業・自立支援センターによるひとり親家庭向け就職相談及びハローワークによるひとり親サポートキャンペーン⁶は、令和5年度も新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、それに係る広報等の活動も実施できていません。
⑤奨学給付金の支給	・高等学校等入学年度において、対象となる世帯に教育費の助成を行っています。 ・広報紙等で周知に努めています。	

^[5] ひとり親家庭支援センター／ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）の方及びこれからひとり親になれるかもしれない方々等に対し、様々な相談に応じる相談窓口。

^[6] ひとり親サポートキャンペーン／ひとり親の就労支援を強化するため、各ハローワークが市役所等関連施設に臨時相談窓口を設置するもの。

3. 障がい児施策の充実

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
①障がいの早期発見	・疾病や障害の早期発見、早期療育のための母子保健相談、乳幼児健康診査(月2回実施)、二次健診(月1回実施)を継続して実施しています。健診後は地区担当保健師を中心にフォローを実施しました。 ・親子療育教室⁷も昨年度同様セラピスト2名体制で実施することで、受け入れ人数を拡充し、待機児もなく運営できています。	
②在宅福祉サービスの充実	・発達障害児等への支援として、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等があります。児童福祉法に基づいた障害福祉サービスとして、保護者の希望に応じて、サービスの提供を行っています。 ・令和4年2月に市内に放課後等デイサービスと保育所等訪問支援を提供する事業所が開所されました。圏域にすでに設置されている児童発達支援センターとともに、数少ない障害児支援を担う事業所として、体制整備が進んでいます。	・夏休みなどの長期休暇の課題として、放課後等デイサービスの受け入れ時間が10時からとなっており、親が仕事を休まないといけない状況です。そのため、社会資源を整えていく必要があります。 ・強度行動障害児や医療的ケア児への支援体制の構築に取り組む必要があります。
③相談支援の充実	・一般相談支援事業所を地域活動支援センターニコスマイル⁸・基幹相談支援センターニコスマイル⁹(社協)へ引き続き設置し、きめ細かな相談支援を実施しています。	・相談支援体制は整ってきましたが、今後、相談後のつなぎ先(中高生の居場所等)を増やしていくことも検討が必要になっています。
④教育・保育施設における障がいのある子どもの受け入れ	・教育・保育施設における障害児の受け入れについては、全保育所において受け入れを行っています。 ・平成28年度より特別支援保育推進事業として、福祉事務所に特別支援保育地域連携マネージャー¹⁰を配置しています。	・後任職員の確保に苦慮しています。

^[7] 親子療育教室／遊びやコミュニケーションを通して子どもの発達を促し、また保護者や保育士等周囲の大人が子どもの特性に合わせた関わり方を学ぶ教室。

^[8] 地域活動支援センターニコスマイル／障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設。地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能。

^[9] 基幹相談支援センターニコスマイル／地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて①総合相談・専門相談②権利擁護・虐待防止③地域移行・地域定着④地域の相談支援体制の強化の取り組みを行う。

^[10] 特別支援保育地域連携マネージャー／特別な支援が必要な児童について、個別の支援計画の作成及び保育等について、各保育所で組織的に対応できるよう継続的に支援を行うマネージャー。

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
⑤障がい児の就学支援	・安芸市健康文化のまちづくり推進対策チーム内の検討会チーム「親とともに支援を考える会」*で必要な内容を協議・相談し、特別支援教育地域連携マネージャーが個別に機関訪問を行いつつ、校長会や園長会、所属長会等で報告し、決定しています。保健師も学校や保育等機関と連携しながら、切れ目のない支援を実施しています。 ・日頃から引継支援ミーティング¹¹だけでなく、必要な児童にはつながるノート¹²の所持を勧奨し、子どもがいきいきと自分らしさを発揮し、自立・自律して生きる力を育めるよう支援ミーティングの開催を進めています。	・令和6年度より特別支援教育地域連携マネージャーが不在となり、後任職員の確保ができていません。
⑥社会参加への支援	・社会参加への支援とし、障害者生活訓練等事業¹³を実施していて、障害のある子どもも参加しています。本事業は平成27年度より安芸市社会福祉協議会に事業を委託して実施しており、開催回数の拡大や内容の充実に努めています。 ・障害に対する理解を促進するために、毎年3～4回の研修会を開催しています。	・令和5年5月より、地域活動支援センターニコスマイルとして改め、障害児や障害者等の交流や生活訓練等を支援する居場所として開所しています。開所が平日であり、児童の参加周知が不十分のため、啓発を勧めます。
⑦保健、福祉、教育、医療等の連携	・保健、福祉、教育、医療等の連携については、個別支援と各機関との連携でつながるノートの啓発・配布と支援ミーティングの実施支援を行っています。	・つながるノートを配布し、支援ミーティング等で関係機関同士の連携を図っていますが、特別支援学校とも支援会を密に図っていく必要があります。
⑧医療的ケア児への支援	・障害者相談支援専門部会において、障害児や医療的ケア児への支援についての協議を実施します。 ・令和6年度より、相談支援専門部会内に「子ども部会」を設置しています。	・医療的ケア児コーディネーター¹⁴をニコスマイルに1名配置していますが、支援体制整備のため、今後さらに増やしていく方向です。

コ ラ ム



親とともに支援を考える会

特性に応じた適切な支援が必要な子どもが、その特性にあった支援を受けて、健やかに発育発達し、就学・進学・就労等に向けて切れ目のない支援を受けることができる体制を整え、円滑に運用できるよう、実施、評価して、支援の定着を目指した協議を行う組織です。月1回、関係機関（県安芸福祉保健所、市（健康介護課、福祉事務所、学校教育課））が集まり、開催しています。

^[11] 支援ミーティング／特性に応じた適切な支援が必要な子どもとその家族にとって、どのような支援が必要かを検討したり、子どもの特性に合わせたよりよい支援の継続を実施し、子どもが安心・安全に生活するために開催するミーティング。ミーティングへは、子どもやその家族、保育所、幼稚園、学校、保健師、医療機関、など必要に応じて参加者が集まり、開催する。

^[12] つながるノート／子どもの特徴や特性、関わり方や支援の仕方などを本人や保護者が記入し、いつでも本人の特性に合わせたよりよい対応や支援を、早期から受けるために用いるファイル。高知県「つながるノート」に本市独自の記録用紙を追加したもので、今までの支援内容や現在受けているサポート内容などを綴っており、関わりのある保育や学校、医療機関などへの情報提供や成長の記録として活用できる。

^[13] 障害者生活訓練等事業／余暇の時間の充実を図り、自主性を高め、生活の幅を広げられることを目的とした障害児・者を対象にした集まり。趣味活動や生活訓練（調理・掃除・買い物など）をプログラム化している。

^[14] 医療的ケア児コーディネーター／人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児者の支援を総合調整するコーディネーター。

4. 子育てを支援する生活環境の整備

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
①子どもと子育てに配慮した公園の管理	・令和4年度の取り組みとして、西八幡公園等、いわゆる都市公園に位置づけられた公園施設について、老朽化に対する安全対策の強化と将来の改築、更新に係るコストの平準化を図る観点から、『安芸市都市公園施設長寿命化計画』を策定しており、令和5年度以降順次計画に基づいた改修を進めています。	・これまで、公園遊具等の公園施設の維持管理は、破損が生じたとき、事後保全型管理(緊急修繕、使用禁止、撤去等)を行ってきましたが、今後、各公園施設の老朽化がより進み、修繕等に伴う維持管理費の増大が懸念されます。
②子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進	・公共施設のひとつである新庁舎の建設を計画した際、備える機能のひとつとして、子ども連れの来庁者が安心して庁舎利用できるよう、授乳室やキッズスペースを設けることとしています。	
③安全な道路環境の整備	・市内の広範な管理区域のなかで、整備が必要な箇所や老朽化により更新すべき施設もあり、事業執行にあたっては、優先順位をつけて緊急性の高い箇所から整備しています。	・改良を伴わない交通安全施設単独の改修整備には補助事業がなく、財源的に厳しい状況があります。

(2) 地域における子育ての支援

1. 地域における子育て支援サービスの充実

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
①子育てに関する情報提供の充実	・新たに「安芸市の子どもの居場所のご案内」を作成しました。 ・本市の子育て支援情報をわかりやすく、探しやすいようにまとめたホームページを作成し、公式 LINE アカウントにお友達登録すると、子育て最新情報が通知され、見逃しを防ぐようにしました。	・登録者数増、子育て世帯が必要とするような情報のきめ細かな更新が課題です。
②相談体制の充実	・地域子育て支援センター ¹⁵ や子育て世代包括支援センター、家庭児童相談室、乳幼児相談等、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図り、ケースに応じて一緒に訪問やケース会を行いました。	
③子育て短期支援事業	・保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で短期間預かり、養育しています。	・利用のしづらさ(周知不足、利用料、施設の希望場所・日が合わない等)の課題があります。
④ファミリー・サポート・センター事業	・育児の援助を受けたい人(おねがい会員)と育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録をし、センターの連絡・調整により子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進しました。	・おねがい会員については、利用のしづらさ(周知不足、利用料が高い、利用の仕方と利用時間設定のミスマッチ)等、まかせて会員については、実働人数の少なさ等の課題があります。

^[15] 地域子育て支援センター／地域において妊娠中や子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、安芸おひさま保育所内に拠点を置き、体験入園や育児相談、講演会など様々な育児支援を行っている。

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
⑤一時預かり事業	・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、安芸おひさま保育所で一時的に預かり、必要な保護を行うことができました。 ・まれに1日の預かり人数を超えることもあり、保護者と相談して利用日を変更するなどして対応しています。	・通常保育に比べて関係する日数が少ないため、子どもや親の状況把握が難しい等の課題があります。
⑥病児保育事業	・病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士及び看護師等が一時的に保育等を行いました。	・コロナ禍により、職員感染の可能性等から病児の受け入れ困難な状況が多くあり、職員確保が難しいことによる受け入れ人数枠の減(6人/日→3人/日)に至っています。
⑦民間保育サービスの育成	・保育所一斉研修や保小中連携教育に係る研修等、矢ノ丸保育園(私立園)職員も研修に参加し、学ぶことができました。	・コロナ禍で実施自体できていない年度もありました。

2. 子育て支援ネットワークの充実

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
①子育て支援ネットワークの充実	・「子育て応援連絡会」を毎月開催し、子育てに関係する機関で情報の共有、子育てを応援し合う活動が地域に浸透するように情報発信することができています。 ・令和5年度にコロナ禍でしばらく実施できていなかった子育てイベント「子育て広場」を開催し、交流することができました。	・情報発信のツールも更新されているため、子育て世帯に届きやすい発信方法に更新していく必要があります。
②地域子育て支援拠点事業の充実	・安芸おひさま保育所内にある地域子育て支援センターで、主に未就園児を子育て中の親子の交流、育児相談、情報提供を行っています。	
③子育て関連団体への支援	・子育てサークル、子育てに関する活動をしている団体について、適宜応援連絡会への参加を促し、情報共有を図ることとしています。	

3. 児童虐待の防止

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
①情報の周知	・広報とホームページに虐待防止啓発記事を掲載しました。 ・市役所庁舎に虐待防止啓発の懸垂幕を11月の1か月間掲示しました。	
②相談体制の充実	・県の研修会へ保健師、子ども家庭支援員とともに、要保護児童対策協議会の調整担当が参加しています。	
③児童虐待への的確な対応	・福祉事務所に兼務1名、家庭児童相談室に有資格者2名、相談員1名を配置し、健康介護課と連携し子ども家庭総合支援拠点¹⁶を設置・運営しています。	

^[16] 子ども家庭総合支援拠点／子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
④要保護児童への支援体制の充実	・ケース検討会の際には、福祉事務所のほか、安芸市家庭児童相談室、小学校、保育所等にも参加してもらう等、複数の団体と情報連携・共有しながら開催しています。	
⑤関係機関の連携	・各関係機関と連携して支援を実施しています。	

4. 子どもの安心・安全の確保

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
①交通安全教育の推進	各学校「学校安全計画」「安全教育全体計画」を作成し、学校教育活動全般と交通安全教育を関連づけた教育を推進しています。	・交通事故から子どもを守るためには、子どもへの教育のみでなく、地域全体で交通安全意識を高め、交通事故防止を図っていく必要があり、各関係機関が連携し、すべての市民に対し、交通安全運動を反復して実施することで、交通安全思想と知識の普及を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけていくことが重要です。
②安全な道路環境の整備【再掲】	・カーブミラーやガードレール設置要望箇所について、優先順位をつけて対応しています。	
③防犯意識の普及啓発	・地域安全協会による防犯教室等を開催し、子どもの防犯意識の普及や、子どもが犯罪や事故に巻き込まれないように取り組んでいます。	・地域安全協会や青少年育成センター、家庭児童相談所等の子どもの安全を守る各団体同士の連携強化が必要です。
④子どもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備	・少年育成センター等による定期補導の実施や地域安全協会と警察による見回り、パトロールの実施により、登下校時等の子どもの見守りを行いました。	
⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進	・定期的に白ポストの有害図書等の回収を実施しています。	
⑥子ども 110 番 ¹⁷	・子どもたちに学校区や通学路のどこに「子ども 110 番の家」が設置されているかを知らせるとともに、防犯教室等で具体的な体験学習を実施しています。	
⑦保育施設の安全性の確保	・子どもの安全を最優先にし、順次修繕等を行っています。	・安芸おひさま保育所以外の保育所は、建築年が古く、修繕が必要な箇所が多数あります。順次対応していますが、保育所数も多いため、優先順位をつけて修繕しています。
⑧防災対策の推進	・学校や事業所等から依頼があった場合に、防災に関する啓発や講演等を実施しています。また、自主防災組織等から訓練や勉強会等で、アドバイザーとして依頼があった場合にも出席しています。 ・避難行動要支援者名簿 ¹⁸ や対象者の個別避難計画を作成しました。	

^[17] 子ども 110 番／子どものための緊急避難所として警察等により指定された緊急避難所のこと。通学路にある商店や民家が、その役割を担っている。

^[18] 避難行動要支援者名簿／大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人々（避難行動要支援者）を、あらかじめ登録しておく名簿。

(3) 仕事と子育ての両立支援

1. 保育サービスの充実

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
①教育・保育の提供体制の充実	・給付制度上の受け入れ人数としては、1月1日時点で保育所 385 人となっています。	・令和3年1月1日から特別利用保育として、保育所で1号認定の児童を保育所で受け入れることが可能な体制となっていますが、利用実績はありません。
②子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	・利用申請により保育の必要性を認定したうえで、認可外保育施設等(高知県立あき総合病院託児所、ファミサポみるきい、一時預かり保育、病児・病後児保育)の利用支援を行いました。	
③産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	・年度途中の0歳児入所については、年度途中に保育士を確保することが困難であることから、民間保育所に対する県補助に、市の独自上乗せ補助を行うことで、年度当初から一定人数の保育士確保に努めています。	・保育士確保が困難であることから、ニーズに十分に 대응することができないところもあります。
④延長保育	・保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所(矢ノ丸保育園)の開所時間を延長して保育を実施しています。	・他の保育所でも開所時間の延長希望はありますが、保育士数が限られていることから実施は困難です。
⑤家庭支援の推進	・家庭環境に対する配慮が必要な児童に対して、定期的な家庭訪問や指導等を行う家庭支援の保育士を配置し、入所児童の家庭での処遇向上を図っています。	・家庭の協力が得られない場合もあり、状況改善が難しいことがあります。
⑥質の高い教育・保育や子育て支援等の推進	・高知県教育センター主催の研修等に多数参加し、質の向上に努めています。 ・公立7保育所で園評価を実施し、公表しています。 ・令和6年度には第三者評価の受審を行いました。	・研修等で得た内容を保育所全体として日々の保育に生かすことの体制づくりが必要です。

2. ワーク・ライフ・バランスの促進

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	・啓発を継続して行っています。	
②各種制度の普及啓発	・各種制度の普及啓発について、福祉事務所窓口等で情報提供を行ったり、市役所職員については総務課が個別に情報提供を行っています。	
③家庭における男女共同参画意識の啓発	・人権擁護委員 ¹⁹⁾ による啓発講座を実施しています。	

^[19] 人権擁護委員／人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動を行っている。

(4) 子どもの教育環境の整備

1. 保幼小中高の連携の推進

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
① 幼児期の教育と小学校教育、小学校・中学校・高等学校の円滑な接続を図るための連携	・講演会や所属長会、保小合同研修会、訪問研修会等研修を実施し、相互理解や連携の深化を図りました。	・異動により職員が変わることで連携が困難になることがないよう、継続して研修を行う必要があります。
② 保育所と幼稚園の連携	・令和4年3月末で「海の星幼稚園」が閉園し、市内の幼稚園がなくなったことにより、本施策は廃止します。	

2. 次世代の親の育成

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
① 学習機会の充実	・職場体験学習を中学校2校で実施し、望ましい勤労観、職業観の育生・学ぶこと、働くことの意義の理解及びその関連性の把握・啓発的経験を進路意識の伸長・職業生活、社会生活に必要な知識、技術技能の習得への理解や関心・社会の構成員としてともに生きる心を養い、社会奉仕の涵養等を図りました。 ・いのちの教室を市内小中学校で開催し、「自分を大切に思える気持ち」を基盤として「命のつながり」「命の尊さ」を学び、「思いやり」「いたわり」「協力し合う」力の育成を図りました。	
② 思春期における男女共同参画意識の啓発	・人権擁護委員による市内小中高등학교への出前講座を実施しています。	

3. 学校教育の充実

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
① 確かな学力の育成	・「主体的・対話的で深い学び」の授業を目指して、問題解決型「学びのスタンダード」(安芸市版)を基盤として、授業の目的や見通し、思考・判断・表現力が高まる発問等の授業づくりを行いながら、基礎・基本の定着とともにその活用する力の育成に向けた授業改善に取り組んでいます。	・個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向け、問題解決型学習を推進するとともに、ICTを効果的に活用しながら、授業改善サイクルの確立や授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を進める取り組みを今後も取り組んでいく必要があります。
② 豊かな人間性と健やかな体の育成	・「特別の教科 道徳」の授業を通して道徳性を養うとともに、「家庭で取り組む高知の道徳」の冊子を活用しながら家庭とともに道徳教育に取り組んでいます。また、日常のあいさつや清掃やボランティア活動への積極的な態度や参加を児童生徒に促し、実践する態度の育成に取り組んでいます。 ・「道徳意識調査」を年2回実施し、児童生徒の実態を把握し、豊かな心を育むための取り組みに生かしました。	・「考え・議論する道徳」への授業改善に向けた取り組みが必要ですが、研究にかかる時間確保が難しいという課題があります。また「家庭で取り組む 高知の道徳」を家庭に周知し、より一層活用してもらうことが課題です。

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
③心の教育の充実	・スクールカウンセラー ²⁰ 4名、スクールソーシャルワーカー ²¹ を3名配置する等、全校の相談体制の充実を図りました。	・スクールソーシャルワーカーの確保が今後の課題です。
④教職員の資質向上の推進		
⑤教育施設の安全性の確保	・令和6年4月、旧安芸中学校と旧清水ヶ丘中学校を津波浸水想定区域外に、移転統合した新市立安芸中学校が開校しました。 ・小学校の移転統合については、平成29年度に2校案を提示していますが、時間も経過していることから、改めて説明会等を開催し、方向性を決定する必要があります。	

4. 子どもの居場所づくりの推進

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
①学童保育の充実	・令和3年11月土居第2学童保育所開所により、土居小学校区の待機児童は解消できています。 ・令和4年12月井ノ口学童保育所を井ノ口公民館から井ノ口小学校敷地内に移転し、児童の移動の安全性が高まりました。 ・その他、空調整備等環境整備の充実を図り、障害や配慮の必要な児童も受け入れています。	・安芸第一小学校区の利用ニーズが急速に高まっています。 ・支援員の確保と資質向上が全学童共通の課題です。 ・障害や配慮の必要な児童の対応や利用ニーズの高まりによる待機児童の発生が課題となっています。
②放課後子ども教室の推進	・すべての子どもを対象として、放課後や週末等に、地域の人の協力を得て子どもが自主的に参加し、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行う居場所づくりを推進しています。	・指導員の高齢化、指導員不足が課題となっています。 ・下山教室は児童が参加しないため、休室しています。
③学童保育と放課後子ども教室の一体的な実施		・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度以降一体型の活動が不十分となっています。
④児童センター事業の推進	・放課後、休校日の児童の健全育成のため、児童センターを運営し、子どもの活動の見守りを行っています。 ・行事等で地域との交流も深めています。 ・長らくNPO法人に管理運営を委託していましたが、令和6年度から市の直営で運営しています。	・児童センターを子どもの居場所として活用を検討します。

^[20] スクールカウンセラー／心理学や心理援助の専門知識を有し、学校内の様々な問題行動に対する心理相談業務に従事する心理職専門家。

^[21] スクールソーシャルワーカー／社会福祉等の専門的な知識を用いて児童の環境に働きかける支援を行う専門家。

5. 思春期保健対策の充実

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
① 思春期保健に関する普及啓発	・小中学校で学習機会を設けており、「自分を大切に思える気持ち」を基盤として「命のつながり」「命の尊さ」「人間としての生き方」を学び、「思いやり」「いたわり」「協力し合う」力の育成が図られています。	
② 思春期相談の充実	・思春期の児童・生徒、保護者、学校等からの教育相談を実施しています。 ・安芸市教育支援センター ²² 「ふれあい教室 ²³ 」では不登校児童・生徒の心に寄り添い、実態に即した適切な支援と指導を行い、学校、家庭、他の機関と連携しながら学校復帰や社会的自立の基盤づくりが図られています。 ・関係機関と連携しながら進路保障にも積極的に取り組んでいます。	

6. 家庭や地域の教育力の向上

主な具体的施策・事業	取り組み内容	施策推進上の課題
① 保育所・幼稚園・学校における子育て家庭への支援	・安芸市立小中学校では、年度当初に「家庭学習の手引き」を作成して、小学校低学年から中学校高学年の家庭学習の仕方やつながりを家庭に連絡しています。 ・保育所においては、すすくリズムカレンダーを利用した生活習慣の改善や食育情報の提供を行っています。	
② 親子がふれあう機会の充実	・地域の人や民生委員と世代間交流を目的とした「制作遊び」を開催しています。また、安芸市子ども会連絡協議会及び安芸市放課後子ども教室推進事業で、親子で体験できる行事として釣り大会等を実施する等、ファミリーで自然や伝統文化の体験ができる行事を実施しています。	
③ 「ハッピースマイル運動 ²⁴ 」の推進	・毎月 20 日(8月を除く)、保小中高等学校で実施ハッピースマイル運動を実施しています。	
④ 子どもが地域で学ぶ機会の充実	・地域の自然に親しむことで、地域のよさを知る山の学習支援事業 ²⁵ (林業事業)を実施しています。	
⑤ 安芸市子ども読書活動推進計画	・毎月1回、童つ子(ボランティアによる読み聞かせの会)・7月こわ〜いお話し会・出張読み聞かせを実施しています。 ・コロナ禍も終わったこともあり、童つ子の参加者も増えています。	

[22] 教育支援センター／不登校児童生徒への支援を行う。本市ではふれあい教室（不登校児童生徒が登校する場）を週5日実施している。

[23] ふれあい教室／教育支援センターで、不登校児童生徒が登校する場として週5日実施している。地域の人や他校の児童生徒、保護者との交流事業も行っている。

[24] ハッピースマイル運動／学校・家庭・地域が一緒になって子どもたちを見守り、育んでいける『まちづくり』を目指して、毎月 20 日に行う“声かけ、あいさつ運動”のこと。

[25] 山の学習支援事業／豊かな森林環境を子どもたちに気づかせ、その体験活動を通して生きる力を育むために、総合的な学習時間等において森林環境学習を実践する事業。

6 現状と課題

(1) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

子育て家庭を取り巻く環境は年々変化しており、ひとり親家庭への支援、ヤングケアラー支援、児童虐待防止対策、児童発達支援、医療的ケア児への支援等、多岐にわたっています。その他、様々な要因で困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージに合わせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。

国勢調査（令和2年）における本市の母子世帯数は113世帯、父子世帯数は18世帯となっています。ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む必要があります。

また、本市では、全保育所において障害児の受け入れを行い、必要な加配保育士を配置するほか、特別支援保育推進事業として福祉事務所に地域連携マネージャーを配置する等、体制づくりに努めています。

今後は、教育・保育施設や学校、各種サービス提供事業者とさらに連携し、支援が必要な家庭を適切なサービスや支援に結びつけ、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援の提供を図る必要があります。

(2) 子どもたちが安全に過ごせる環境整備

子どもは「まちの宝」であり、市全体で子どもと子育てにやさしい生活環境づくりに取り組む必要があります。

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。

アンケート調査では、「安全な遊び場や子どもの居場所が身近にない」、「子どもの教育やいじめなどが心配」、「子どもに関する犯罪や事故が増加している」、「安全な通園・通学ができる歩道や防犯施設等の整備が進んでいない」等、子どもたちが安心・安全に過ごすための環境整備に関する意見も多くあげられています。

保護者や同居する人が、就労等により不在である家庭の児童の増加や子どもたちが被害者となる犯罪等が起きている社会の現状を踏まえ、子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備に取り組む必要があります。

（３）相談体制の充実

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭の関わり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、子育てへのストレスや育児不安を持つ親が多くなっています。

アンケート調査では、保護者が子育てに不安や負担を感じる理由として、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」、「仕事と子育ての両立が難しい」、「安全な遊び場や子どもの居場所が身近にない」、「子どもの教育やいじめなどが心配」、「子どもに関する犯罪や事故が増加している」、「安全な通園・通学ができる歩道や防犯施設等の整備が進んでいない」、「子どもを叱りすぎているような気がする」等があげられており、保護者の悩みは様々です。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して生み育てることができる取り組みが必要です。

今後は、子育て支援に関する情報発信をするとともに、妊娠から出産、乳幼児期と切れ目のない公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会や場所の提供等の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

（４）ニーズに対する供給のあり方

子どもが成長するための基盤は家庭にあり、基本的な生活習慣や社会で自立できる力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、少子化や核家族化の進行に伴い、この役割を十分に果たすことが難しい家庭が増加しています。

アンケート調査では、日頃お子さんを見てもらえる親族・知人がいない家庭が約１割となっており、身近な人に頼りにくい状況も一定数見受けられます。

また、今後子どもの数は減少していく見込みとなっていますが、保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加等を背景に、保育ニーズは高まっていくことが想定されます。

本市においては、アンケート調査等から算出した教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量は現在の供給体制で概ね充足できる状況にありますが、令和８年度より全国的にはじまる「こども誰でも通園制度」等、今後も子育て家庭の様々な状況に柔軟に対応し、子育て家庭が利用しやすい子育て支援のあり方を検討していく必要があります。

さらに、地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブを利用したいという意向のある家庭が一定数いる状況から、様々な地域の子育て支援サービスにより、子育て家庭を支援することが必要です。

（５）仕事と子育ての両立の推進

国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しており、仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

アンケート調査では、母親の育児休業を取得した割合は 58.9%と前回調査から増加していますが、父親の取得した割合は 10.3%と、前回調査より増加したものの、未だ低い水準となっています。また、父親が取得していない理由として「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」等が多くなっており、育児休業や育児休暇、時短勤務等の制度があっても、利用しづらい職場環境もあることがわかります。

さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がうまくとれていないと思っている人の割合は、就学前の保護者で父母共に約 2 割となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。また、働き方改革を進めることで、子育ての負担が女性に偏っている現状を変え、男性が進んで育児に参加できる環境をつくる必要があります。

（６）放課後児童の健全育成

アンケート調査では、子どもが小学校就学後、放課後に過ごさせたい場所について、低学年時は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も多くなっています。高学年時では半減していますが、一定数のニーズがあることがわかります。

また、現在子どもが小学生である保護者の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望率は 5 割程度で、希望する人のうち 5 割以上が、6 年生までの利用を希望しています。

学童保育所設置小学校区は現在 5 か所となっており、開所場所の移転や環境整備の充実も図っていますが、待機児童や未開所の小学校区もある状況です。

さらに、余裕教室や放課後等における学校施設の一時的な使用や、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室の連携に努めていますが、指導員の高齢化や指導員不足等が課題となっています。

放課後児童クラブ（学童保育）は就学前児童と小学生の保護者にとって、低学年の間に過ごさせる場所として認知されており、一定の役割を担っています。今後はさらに、子どもの居場所として、放課後児童クラブ（学童保育）や放課後子ども教室の質・量の充実、連携等を図る必要があります。

第3章 計画の基本的方向

1 基本理念

子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての人に共通する願いでもあります。

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は、共働き家庭の増加や兄弟姉妹の数の減少、地域とのつながりの希薄化など変化しており、保護者や家庭のなかだけで子育てを担うことが難しくなっています。地域や社会が保護者に寄り添い、親が親として成長し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、子育ての負担や不安を和らげるような支援が必要です。

本市では次の4つの基本理念を掲げ、子どもが健やかに育つ家庭環境と子育て支援の様々な取り組みを通じて、家庭における子育てを基本としながら、地域のふれあいのなかで子どもがのびのびと育つまちの実現に向け、各種施策に取り組んできました。

本計画においても前計画からの基本理念を継承し、家庭における子育てを中心として、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目指します。

また、家庭だけでなく様々な場所において、子育ての意義についての理解が深まり、子育てに伴う喜びを感じられるような環境となり、次世代を担う子どもたちが地域に支えられ、心身ともに健やかに成長できることを目指すものとします。

理念1

子どもたちの幸せを第一に考え、子育て家庭が夢や自信を持てる環境づくりを推進します。

理念2

安心して子どもを生み育てやすい地域環境づくりを目指します。

理念3

子育てサービスの向上、情報公開の推進を図ります。

理念4

「子どもの視点・意見」を大切にし、郷土・家族・人を愛せる子どもが育つような環境づくりに努めます。

2 基本目標

基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援の充実を図るために、次の4項目を基本目標として掲げます。

基本目標1 子どもと子育て家庭への支援

子どもの健やかな心身の育ちは、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。母子を取り巻く環境が大きく変化し、出産や育児への不安や負担を感じる親が増えているなか、安心して子どもを生み育てることへの支援が必要とされています。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することのないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支援します。

また、ひとり親家庭や合理的配慮を必要とする障害のある子ども、虐待等によりケアを必要とする子ども等、専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな支援の充実を図ります。

さらに、住環境、交通環境、建築物等の整備等、生活環境の整備に努めます。

基本目標2 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、「こども誰でも通園制度」等、新たな取り組みの実施に向けた検討を進めます。

また、適切な周知により、本当に必要とする家庭が利用しやすい環境づくりや、子育て家庭の孤立が生じないように、気軽に相談できる場の確保や、身近な地域における交流の場の充実等、子育て家庭を地域全体で支えていくことができる体制づくりを行います。

さらに、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等、子どもの安心・安全の確保に努めます。

基本目標 3 仕事と子育ての両立支援

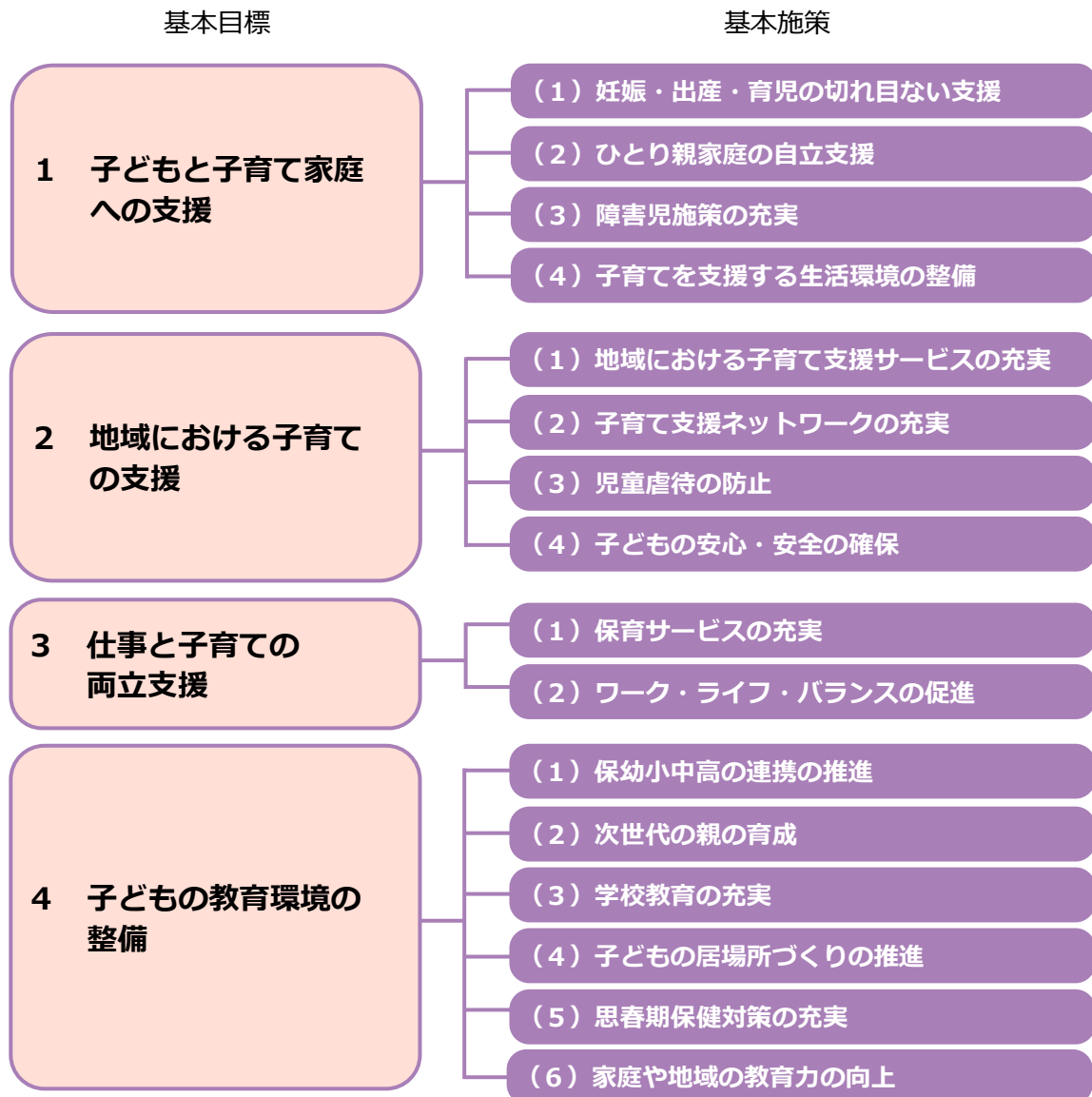
すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための、各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や市内事業所等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを行っていきます。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や働き方改革の考え方の普及啓発を図るとともに、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度の情報提供により、意識啓発に取り組めます。

基本目標 4 子どもの教育環境の整備

次代の親となる子どもが、社会で主体的に力強く対応でき、個性豊かで、健やかな身体、豊かな心、その子の最大の力が発揮できる確かな学力を持った人に育てることができるよう、学校の教育環境等の整備のみならず、家庭での教育、地域における多様な体験活動等、家庭・地域・保育所・学校が一体となって教育力の向上を図ります。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

1 子どもと子育て家庭への支援

(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保します。

また、子どもの健康を保ち、健やかな成長を促進するため、乳幼児健康診査等を通じて子どもの健康づくり支援を行うとともに、子どもが病気やけがの際に安心できる、小児医療体制の維持と充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①こども家庭センター ²⁶ ☆きらり☆（母子保健機能）	出生数、母子手帳交付数は減少が続いていますが、妊婦数に占めるハイリスク妊婦数割合は25%程度で推移しています。妊娠中から信頼関係を構築し、家庭全体の養育力を高めるよう、産前サポート事業や養育支援訪問事業等で出産や育児に関する正しい情報を提供し、家事育児ヘルパー事業の利用を勧めます。 また、令和7年4月から「こども家庭センター☆きらり☆」を設置し、これまでの子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能は維持したうえで、管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、一体的に相談支援を行います。今後相談できる場所として市民に浸透するよう、周知・広報を行います。
②利用者支援事業	母子手帳交付時の全数面接を実施し、妊娠期から継続して関わり、妊産婦が安心して妊娠、出産、育児を迎えることができるように支援の充実を図ります。
③産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う、産後ケア事業を産婦人科などの医療機関などに委託し、アウトリーチ型（訪問型）による支援を行ってきましたが、令和6年度からは支援体制を拡充し、デイサービス型（通所型）、ショートステイ型（宿泊型）も整備します。

^[26] こども家庭センター／母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、出産前から子育て期に係る切れ目ない支援を行うとともに、新たに支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う機関。

施策・事業名	内容
④健康診査等の充実	妊婦の健康の保持・増進を図るため、母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票・妊婦歯科健康診査受診票を交付し受診勧奨を行い、産婦健康診査や出産後の状況等から、医療機関と連携し、産後の健康管理の充実を図ります。 また、保護者が出生後から乳幼児期の心身の発達を促す関わりができ、乳幼児健診を安心して受診できるよう受診勧奨します。さらに、発育発達の遅れ等を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査の充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児については、個別支援の充実を図ります。受診が難しいケースほど関わりが必要な場合があるため、関係機関での見守りや情報の共有等、個別ケースに寄り添った支援を行います。
⑤生活習慣病予防対策の推進	乳幼児期から生活リズムを確立する大切さと生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。 また、養護教諭と連携を図り、生活習慣に関する課題等を共有し、生活習慣病予防の取り組みを進めます。 さらに、地域の健康づくり組織による食育推進・健康啓発事業等について、児童自身が健康に関する正しい知識・体験を積んでいける機会、地域とのつながりを実感できる機会として、今後も各校と連携して取り組みます。
⑥食育の推進	乳幼児期から生活リズムを確立する大切さと生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。 養護教諭と連携を図り、生活習慣に関する課題等を共有し、生活習慣病予防の取り組みを進めます。
⑦小児医療体制の充実	高知県東部で出産可能な医療機関は県立あき総合病院のみであり、小児科、産科機能の維持と充実が切望されています。今後も小児休日医療・夜間救急体制の継続と、産婦人科の存続を要望していきます。 また、産科医療機関とは毎月連絡会を行い、妊産婦の情報共有と妊娠・出産経過の確認、それぞれの役割分担を行っていますが、市外の産科医療機関を受診している妊産婦も多いため、必要に応じて市外の産科医療機関とも連携します。
⑧子ども医療費助成制度	高校生年代までの医療費を無料化する助成制度を今後も継続して実施していきます。

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、地域における母子家庭、父子家庭の現状の把握に努めるとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び高知県こども計画等の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な自立支援を行います。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①ひとり親家庭等に対する相談・情報提供体制	本市福祉事務所の担当職員により、ひとり親家庭等の相談に対応するほか、広報紙や市ホームページ等で関連事業の情報を提供します。 相談内容は生活一般や子育てに関することが多く、複雑多様化する傾向にあることから、関係各課間や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら、適切な相談・情報提供の実施を図ります。
②ひとり親家庭医療費助成制度	所得税非課税のひとり親家庭の親子の医療費を無料化する助成制度です。今後もひとりで子育てをしている保護者の負担を少しでも軽くするために継続して実施します。
③ひとり親家庭等の資格や技能取得への支援	ひとり親家庭等の安定した収入を確保するために、資格や技能の取得に向けて、母子・父子家庭自立支援給付金事業による資金面での支援を行っていきます。
④就業支援の啓発	ハローワーク、ひとり親家庭支援センター等との連携や広報紙等での周知に努めます。
⑤奨学給付金の支給	高等学校等入学年度において、対象となる世帯に教育費を助成し、ひとり親世帯の経済的負担を軽減し、将来的な自立を支援します。

（３）障害児施策の充実

障害のある子ども等、特別に個別の支援が必要な子どもへの施策については、「安芸市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

また、障害のある子ども及びその家族に対し、可能な限り身近な地域での支援ができるように、障害児通所支援等のサービスの提供を行うとともに、障害の早期発見・早期療育を行い、障害の程度や症状をできる限り軽減するため、療育支援体制の整備を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①障害の早期発見	発達の遅れや心身に障害のある就学前児童について、地域での療育機能の充実や、県の福祉保健所や療育福祉センター等の専門機関との連携を図り、早期療育体制の整備を推進します。 また、乳幼児健診の場において、発達障害等が疑われる子どもの早期発見に努め、保護者が相談できる体制を整えていきます。
②在宅福祉サービスの充実	発達障害のある子どもに対する支援として、就学前児童を対象とした「児童発達支援」、学齢児を対象とした「放課後等デイサービス」の利用を推進します。 また、長期休暇支援事業²⁷や日中一時支援事業等を継続して実施し、引き続き、在宅生活の支援を実施していきます。 さらに、強度行動障害児や重度心身障害児に対する支援等、障害の特性を踏まえて、子どもたちに質の高い支援を提供できるよう、事業所に対して障害理解のための研修等を行い、資質向上を目指します。
③相談支援の充実	一般相談支援や地域活動支援センターニコスマイルを中心に、関係機関と情報共有・意思確認を通じ、障害のある子どもへの相談支援体制を強化します。 また、障害児福祉サービスの利用の有無に関わらず、身近な場所で障害のある子どもや家族を支援するため、基幹相談支援センターニコスマイル（社協）を中心に、地域の相談支援や関係サービス機関に対する専門的な指導・助言、人材育成、連携強化により、相談支援の充実を図ります。

^[27] 長期休暇支援事業／特別支援学校等に在学中の障害児の長期休暇の活動支援。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
④教育・保育施設における障害のある子どもの受け入れ	すべての認可保育所で保育士による保育が可能な障害のある子どもの受け入れを行っており、今後も、保育所における、障害のある子ども等の特性に応じた適切な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。
⑤障害児の就学支援	障害のある子ども及び特性に応じた適切な支援が必要な幼児の就学に関して、関係機関が連携して就学前支援ミーティング等を開催し、切れ目なく早期に確実に支援が引き継がれるよう取り組みます。 保護者が子どもの障害を理解し、受け入れていく過程に即した、きめ細かな支援ができるよう、所属機関や地域でのフォロー体制の充実と、関係機関等の連携強化を図ります。
⑥社会参加への支援	地域活動支援センターニコスマイル等により、障害のある子どもの余暇活動の場を引き続き確保していきます。 障害のある子どもが地域で認められ、また、地域とのつながりを持ち、安心・安全な生活ができるよう障害に対する理解啓発を推進するほか、当事者間・家族間の支援を行い、ピアサポート²⁸の充実を図っていきます。
⑦保健、福祉、教育、医療等の連携	乳幼児期から成人期に至るまで、必要な支援を切れ目なく一貫して受けることができるよう、自身の特性や関わり方、支援の仕方等を記録した「つながるノート」を引き続き配付します。（令和4年度より「サポートブック」は「つながるノート」に一元化しました。） また、切れ目のない一貫した支援の充実を図り、就労に至るまで支援を行えるよう、支援ミーティングの継続実施を行います。
⑧医療的ケア児への支援	令和6年度より、相談支援専門部会内に「子ども部会」を設置し、障害児通所サービス事業所も参加し、より障害児支援における課題共有や課題解決ができるよう、障害児施策の充実を図ります。

^[28] ピアサポート／障害のある人などで、自らの体験に基づき、同じ目線で、同じような課題に直面する仲間（ピア）である障害のある人などを支援し、ともに問題解決を図ること。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育て家庭が安心して、快適に生活できる環境整備が求められています。

子どもが快適な環境のなかで生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるよう、地域の生活環境等の整備に努めます。

また、公共施設等の改善・整備に併せて、設備等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入等に努めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①子どもと子育てに配慮した公園の管理	子どもを含めた市民の健康増進と、ゆとりと潤いのある住環境の形成に資するため、引き続き、都市公園長寿命化計画に基づく老朽遊具改修を進め、市民誰もが安心して利用できる公園環境を構築します。 ※長寿命化計画策定公園：朝霧公園、西八幡公園、橋の元公園、江ノ川中公園、江ノ川上公園、港公園、大山岬公園
②子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進	住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図るため、令和5年度に策定した公営住宅等長寿命化計画の実行により、計画的な改修を推進していきます。
③安全な道路環境の整備	交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、転落防止柵、視線誘導標、区画線等）の維持補修及び整備にあたっては、優先順位をつけて緊急性の高い箇所から整備を進めます。

2 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

共働きをしている家庭、共働きをしていない家庭、ひとり親家庭、障害のある子どものいる家庭等、すべての家庭の子育てを支えること、あらゆる状況にあるすべての子どもの成長を支援することが必要です。

地域における子育てに関する様々な支援の充実を図るとともに、相談・情報提供体制の充実を図り、地域一丸となった子育て支援体制づくりを進めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①子育てに関する情報提供の充実	子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう、「子育て便り²⁹」、「あきの子育てかわら版³⁰」、「あきの子育て通信³¹」等をはじめ、様々な方法・媒体で情報を提供します。 また、インターネット、LINE 等での情報発信をより充実します。
②相談体制の充実	令和7年4月にこども家庭センターが設置されることにより、個々のケースに適切に対応できるよう、各機能の一体化を図ります。 また、相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。
③子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で短期間預かり、養育します。
④ファミリー・サポート・センター事業	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（援助会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、センターの連絡・調整により、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進します。 そのために、援助会員が利用しやすいように料金設定、利用時間を見直すとともに、提供会員の増加のため募集方法や講座の開催方法等を見直します。

^[29] 子育て便り／地域子育て支援センターが月1回発行（年間12回）。センターの開設日やイベント等を掲載している。

^[30] あきの子育てかわら版／子育て応援連絡会が年に1回発行。各団体の紹介、安芸のお散歩マップを掲載している。

^[31] あきの子育て通信／子育て応援連絡会が年に3～4回程度発行。子育ての情報や知恵、子育て応援連絡会のイベントや各団体の開催日、活動報告等を掲載している。

施策・事業名	内容
⑤一時預かり事業	こども誰でも通園制度の実施も併せて、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。
⑥病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士及び看護師等が一時的に保育等を行います。
⑦子育て世帯訪問支援事業	要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行います。これまでは養育支援訪問事業として実施をしていましたが、事業内容を拡充し、実施します。
⑧民間保育サービスの育成	民間保育サービス等に対する助言及び援助を充実するとともに、職員の研修会等の充実を図り、民間保育従事者との連携の場の形成に努めます。

(2) 子育て支援ネットワークの充実

子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

また、子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくり等、地域の関係機関の連携強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①子育て支援ネットワークの充実	「子育て応援連絡会」を継続して実施し、子育てを応援し合う活動が地域に浸透するように情報発信するとともに、各組織や団体が互いに助け合い、交流し合うことで、きめ細かな子育て支援につなげられるよう取り組みます。 また、すべての子育て世帯に情報が行き届くよう、それぞれの機関の活動について、より積極的に情報発信を行います。
②地域子育て支援拠点事業の充実	主に未就園児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う場の充実を図ります。
③子育て関連団体への支援	子育てサークルや子育てに関する自主的活動をしている団体の活動を支援します。 また、地域子育て支援センター利用者を中心として、子育てサークルや応援連絡会への参加を支援します。

（３）児童虐待の防止

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害で、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。

養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげる等、虐待（直接的な体罰等の虐待だけではなく、子どもの安心・安全が脅かされるような状態等を含む）を未然に防ぐための取り組みを推進するとともに、虐待を受けた子どもの精神的なケアに努めます。

経済的な問題、養育環境や子どもの発達等の問題が多様化・複雑化しており、ますます関係機関との連携が必要となっています。行政、児童相談所、警察、各種団体等、地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能の強化を図ります。

また、きめ細かな対応が必要とされるため、専門的なスキルを持った人員配置、体制づくりに努めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報（どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等）の周知を図ります。
②相談体制の充実	こども家庭センターを令和7年4月から設置し、センターの運営に必要なものも含め、研修へ積極的に参加することにより、資質の向上及び相談体制の充実に努めます。
③児童虐待への的確な対応	配慮を要する児童等への適切な対応と、家庭への支援を的確に行う体制の構築に努め、特に生後まもなくの乳幼児について取りこぼしのないよう、こども家庭センターを設置し、対応します。
④要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携し、適切な対応を図ります。
⑤関係機関の連携	「安芸市子ども支援ネットワーク ³²⁾ 」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図ります。

^[32] 安芸市子ども支援ネットワーク／児童家庭相談体制の整備や、要保護児童等を早期に発見し、関係機関が連携を図り迅速に支援を行うことで、虐待防止に努める組織。

(4) 子どもの安心・安全の確保

子どもを交通事故等から守るため、安全な道路環境の整備を進めるとともに、子どもに対する交通安全教育を推進し、交通安全に関する子ども自身の意識や対応力の向上を図ります。

また、子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域、子ども自身の防犯意識を高めることに加え、地域で子どもを見守る体制づくりとその支援を推進します。

さらに、本市は台風等の自然災害が多く、今後、南海トラフ地震も危惧されてることから、防災へのより一層の取り組みを推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①交通安全教育の推進	各保育所や小・中学校で、交通安全に対する意識啓発を図るため、交通安全教室を実施します。
②安全な道路環境の整備 【再掲】	交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、転落防止柵、視線誘導標、区画線等）の維持補修及び整備にあたっては、優先順位をつけて緊急性の高い箇所から整備を進めます。
③防犯意識の普及啓発	引き続き、地域安全協会等による子どもや保護者への防犯等に関する講習や勉強会を実施します。
④子どもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備	今後も各団体の見守り活動を継続して行うことで、子ども達を犯罪や事故から守る体制を推進していきます。
⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子どもの心の発達や人格形成に悪影響を及ぼすものに対し、適切な対策の検討を行い、実施していきます。 近年は有害図書等の回収に加え、スマートフォン等の適正使用、インターネットモラルについての学習を行っており、今後も新たなサービスが次々と普及することが考えられるため、常に最新の状況を踏まえた教育、啓発に努めます。
⑥子ども 110 番	「こども 110 番の家」の認識を深め、子どもたちに学校区や通学路のどこに「こども 110 番の家」が設置されているかを知らせるとともに、防犯教室等で具体的な体験学習を実施します。
⑦保育施設の安全性の確保	令和 6 年度に「安芸市保育所移転統合検討委員会」を設置し、子どもたちの命を守るため、統廃合を含めた保育所の高台等への移転について検討を行い、その報告書を基に今後市の方針を示す予定です。
⑧防災対策の推進	今後も講演や訓練等への依頼があった場合は、積極的に参加し、市民への防災学習を行っていきます。 また、個別避難計画が策定できていない要配慮者についても、引き続き計画の策定を推進していきます。

3 仕事と子育ての両立支援

(1) 保育サービスの充実

少子高齢化が進むなか、本市の児童数は減少傾向で推移しており、保育所の在籍児童数は全体としては減少傾向にありますが、家庭環境や働き方の多様化等を背景に、子育て家庭のニーズは多様化しています。

また、就労している母親が多いことから保育ニーズが高く、保育の低年齢化も顕著となっています。

今後も0歳児の保育ニーズが増加し、入所希望が多い状況が予想されることから、特に0歳児保育の定員の確保を図り、子どもの養育環境の整備を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①教育・保育の提供体制の充実	子どものための教育・保育給付により、施設型給付（保育所、幼稚園）、地域型保育給付（小規模保育）の充実を図ります。
②子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	利用申請により保育の必要性を認定したうえで、市内で施設等利用給付の対象となる認可外保育施設等（高知県立あき総合病院託児所、ファミサポみるきい、一時預かり保育、病児・病後児保育）を紹介します。
③産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	産休・育児休業満了時以降、教育・保育事業の利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。
④延長保育	保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所の開所時間を延長して保育を実施します。
⑤家庭支援の推進	家庭環境に対する配慮が必要な児童に対して、定期的な家庭訪問や指導等を行う家庭支援の保育士を配置し、入所児童の家庭での処遇向上を図ります。
⑥質の高い教育・保育や子育て支援等の推進	乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。 そのために、県や関係機関と連携した人材の確保・育成に努め、教育・保育サービス等の評価にも取り組みます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活を実現できるよう、企業や労働者に対して、働き方の見直しや仕事と子育て等を両立しやすい職場環境づくり等について啓発するとともに、家庭において父親、母親が共に育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう、男女共同参画の推進についての意識啓発を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、労働者、事業主、市民等への意識啓発を図るとともに、テレワークに関する講習会を実施する等、多様性のある働き方を周知し、バランスのとれた働き方を支援します。 また、父親・母親共に仕事に対する意識や固定的役割分担意識を考えるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方（働き方改革）やライフスタイルを考えることができる意識の啓発を図ります。
②各種制度の普及啓発	育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について、関係機関と連携して普及啓発を図ります。 また、仕事と家庭生活の両立ができるよう、職場全体で支援する環境づくりの推進に努めます。
③家庭における男女共同参画意識の啓発	男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を図ります。 また、家事・育児は家族で分担し、助け合うという意識の浸透を図るため、子育て世代に認知度が高い講師を迎えた講演会を開催する等、父親の家事・育児への参画について啓発を図ります。

4 子どもの教育環境の整備

(1) 保幼小中高の連携の推進

関係機関が連携を図り、育ちと学びをつなげることにより、次世代の安芸市を背負って立つ人材の育成を目指します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①幼児期の教育と小学校教育、 小学校・中学校・高等学校の 円滑な接続を図るための連携	安芸市保幼小中高連携教育推進協議会を組織し、現在、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、移行期に円滑な接続が図れる取り組みを進めています。 幼児期教育から小学校教育への接続においては、幼児と児童の交流を通して、小学校生活へのあこがれや希望を持たせます。 接続期カリキュラム（「5歳児後半年間指導計画（アプローチカリキュラム）」³³⁾、「スタートカリキュラム」³⁴⁾）を実施するとともに、「10の姿共有シート」で、子どもたちの姿を共有する取り組みを行い、子どもたちの発達の連続性を保障していきます。 小・中・高の連携においては、児童生徒、教員の交流や合同の活動を通して、教育目標や連携カリキュラム等において協働できる取り組みを進め、小学校から中学校へ、中学校から高等学校への円滑な接続を図り、安定した学びの姿勢づくりに取り組みます。 また、保幼小中高の交流を一層深め、将来の安芸市を担う人材の育成を図っていきます。 さらに、特性に応じた適切な支援を要する子どもたちへの支援が「就学前から就学中、そして生涯にわたって」つながる体制づくりを、より一層推進します。

^[33] 5歳児後半年間指導計画（アプローチカリキュラム）／就学予定児（5歳児）を対象に、就学直前までの期間（10月から3月の期間が多い）に、小学校のはじまりを意識しながら、幼児期の主体的な遊びを通して、小学校という新しい環境に不安なく移行（円滑な接続）できることを期待して行われる教育活動。

^[34] スタートカリキュラム／新入児童の小学校入学直後約1か月間程度において、子どもが幼児期に体験してきた『遊び的要素』と、これからの小学校生活の中心をなす教科学習の要素の両方を組み合わせた学習プログラムのこと。

（２）次世代の親の育成

現在、少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化等により、子どもが兄姉に面倒をみてもらったり弟妹の世話をしたり、近所の子どもと遊んだりする等、異なる年齢の子どもたちとふれあう機会が少なくなっています。

次世代の親となる子どもや男女が、協力して家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義や命の尊さ、子どもや家庭の大切さについて理解を深めることができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①学習機会の充実	思春期の児童・生徒がふれあい体験学習や職場体験学習を通じて、子どもを生み育てることの意義や家庭の重要性を学ぶ機会、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。
②思春期における男女共同参画意識の啓発	男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて意識啓発を図ります。

（３）学校教育の充実

グローバル化や情報化、少子高齢化が急速に進む等、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、知・徳・体³⁵の調和のとれた生きる力を育てていくことが必要です。

こうした知・徳・体の調和のとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を子どもたちが身につけられるよう、教育活動の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①確かな学力の育成	発達段階に応じて、修得すべき基礎・基本を確実に身につけ、自ら考え、判断し、表現する力や学習意欲を育てます。 そのために各学力調査を実施し、その分析による授業改善を図るとともに、問題解決学習において子どもが主体的・能動的・協働的な授業づくりを実践します。

^[35] 知・徳・体／知：基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する資質や能力等の「確かな学力」。徳：自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」。体：たくましく生きるための「健康や体力」。これらのバランスの取れた「生きる力」の育成に取り組んでいる。

施策・事業名	内容
②豊かな人間性と健やかな体の育成	知・徳・体が教育の基本であることに鑑み、規範意識や他人を思いやる心を育むとともに、力の源となる体力や運動能力の向上を図ります。
③心の教育の充実	いじめ、不登校やひきこもり等、児童・生徒が直面する心の問題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置する等、相談体制の充実を図ります。 また、Q-U調査 ³⁶ （楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施することにより、一人ひとりの実態や変化を把握し、個別ニーズに応じた必要な支援や相談活動につなげます。
④教職員の資質向上の推進	学習指導要領で求められている、資質・能力の育成に向けた授業を行うための教職員の授業力向上（主体的・対話的な学びのある学習集団づくり）を図るため、教職員の研究意欲のより一層の向上を目指します。
⑤教育施設の安全性の確保	まちの宝である子どもたちの命を守るため、小学校の移転統合に向けて取り組みを推進していきます。

^[36] Q-U 調査／「Q-U」（QUESTIONNAIRE—UTILITIES）とは、『楽しい学校生活を送るためのアンケート』のこと。児童生徒一人ひとりについての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。

(4) 子どもの居場所づくりの推進

すべての子どもが放課後や長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所を持てるよう、学童保育や放課後子ども教室の一層の推進を図ります。

また、地域の人と共に様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①学童保育の充実	小学校統合を見据えながら、管理運営の充実を図ります。 また、障害者手帳の認定を受けていないが、保育所で特性に応じた適切な支援が必要であった児童や小学校で支援を要する児童等、配慮が必要な児童の利用ニーズも高いことから、研修の実施等により支援員の資質向上を図ります。
②放課後子ども教室の推進	すべての子どもを対象として、放課後や週末等に、地域の人の協力を得て子どもが自主的に参加し、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行う居場所づくりを推進していきます。
③学童保育と放課後子ども教室の連携実施	学童保育所と連携して、安心安全な活動の場を提供するだけでなく、活動の幅を広げ、多様な体験・活動を行うことができる事業（連携型）となるよう取り組みます。
④児童センター事業の推進	子どもに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするための活動の場や、保護者同士のコミュニケーションの場を提供します。 また、子どもの居場所としての整備を検討します。

（５）思春期保健対策の充実

思春期は、子どもから大人になる転換期であり、心や体の健康の問題が生涯の健康に影響することも指摘されています。妊娠中絶や性感染症等の性に関することや、喫煙や飲酒、薬物等の子どもが陥りやすい健康問題に対し、心身ともに健康な生活が送れるよう普及啓発を図るとともに、心の問題に適切に対応する体制整備を推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①思春期保健に関する普及啓発	性や命に関する学習機会の充実や喫煙・薬物に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
②思春期相談の充実	思春期の児童・生徒の心や身体の問題に対応する相談体制の充実を図ります。 また、安芸市教育支援センター「ふれあい教室」において、不登校児童・生徒に対して学校復帰や将来の自立を目指して、学校とも連携しながら支援や指導を行っていきます。

（６）家庭や地域の教育力の向上

家庭の教育力向上については、保育所・学校の保護者会及び行事等を通して、家庭教育の重要性の啓発に努めるとともに、親子のふれあいを深める場を提供します。

地域の教育力向上については、児童・生徒が地域行事に参加し、地域住民が学校行事に参加する機会を設け、連携・交流を促進し、地域の教育力を高めることで、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①保育所・幼稚園・学校における子育て家庭への支援	保育所・幼稚園・学校において、家庭教育に関する情報提供や相談の充実を図ります。
②親子がふれあう機会の充実	地域において、親子で参加して様々な体験ができる講座や行事を開催します。
③「ハッピースマイル運動」の推進	声かけ・あいさつ等を通して地域を明るくし、子どもたちの人格の形成を図るため、「ハッピースマイル運動」を実施します。
④子どもが地域で学ぶ機会の充実	子どもの自然や社会、歴史と文化に対する意識・関心を高め、また、理解を深めるため、自然や環境、産業等、様々な学習や体験活動等の機会の充実を図ります。
⑤安芸市子ども読書活動推進計画	図書館を中心に読み聞かせによる読書活動を推進します。

第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を市内全域（1区域）に定めます。

■ 提供区域の設定 ■

事業名		提供区域
教育・保育		全市
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	全市
	地域子育て支援拠点事業	全市
	妊婦健康診査	全市
	乳児家庭全戸訪問事業	全市
	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	全市
	子育て短期支援事業	全市
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	全市
	一時預かり事業	全市
	延長保育事業	全市
	病児保育事業	全市
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	全市
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全市
	妊産婦等包括相談支援事業	全市
	乳幼児等通園支援事業	全市
	産後ケア事業	全市
	子育て世帯訪問支援事業	全市
	児童育成支援拠点事業	全市
	親子関係形成支援事業	全市

2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策

幼稚園や保育所等の学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し、実施することとなります。

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要な事由※に該当する子ども（保育を必要とする子ども）	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育の必要な事由に該当する子ども（保育を必要とする子ども）	保育所、認定こども園、小規模保育等

※保育の必要な事由…就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働等）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居または長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

（1）教育・保育の量の見込み及び確保方策

就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

また、障害のある子ども、外国籍や親が外国籍の子ども等、特性に応じた適切な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図ることや、使用可能な言語に配慮した案内を行うこと等、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

1. 教育の事業量の見込み

【1号認定：3～5歳】

■実績■

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	6	2	0	0	0

■第3期計画■

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	幼稚園 (特定教育・保育施設※)	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

※特定教育・保育施設…市町村から「施設型給付」(公費)の対象となると確認された施設。

■令和7年度の実施体制■

(特定教育・保育施設)	なし
-------------	----

■確保方策■

- ◇1号認定や幼稚園を希望する2号認定に対応する特定教育・保育施設が地域にないため、特別利用保育制度等により、保育所でこれらのニーズに対応していくものとします。

2. 保育の事業量の見込み

【2号認定：3～5歳】

■実績■

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	243	238	234	227	221

■第3期計画■

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	211	201	185	174	172
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	279	279	279	279
	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0
	計	279	279	279	279
②－①	68	78	94	105	107

【3号認定：0歳児】

■実績■

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	35	40	33	32	33

■第3期計画■

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	33	32	31	30	29
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	33	33	33	33
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0
	計	33	33	33	33
②－①	0	1	2	3	4

【3号認定：1歳児】

■実績■

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	65	58	62	58	58

■第3期計画■

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	46	47	45	44	43
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	72	72	72	72
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0
	計	72	72	72	72
②－①	26	25	27	28	29

【3号認定：2歳児】

■実績■

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	77	75	64	69	71

■第3期計画■

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	56	56	56	55	53
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	72	72	72	72
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0
	計	72	72	72	72
②－①	16	16	16	17	19

【令和7年度の実施体制】

認可保育所 (特定教育・保育施設)	7か所	安芸おひさま保育所 穴内保育所 伊尾木保育所 矢ノ丸保育園	土居保育所 川北保育所 井ノ口保育所
----------------------	-----	--	--------------------------

■確保方策■

- ◇2号認定、3号認定とも量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。
- ◇3号認定（0歳児）については、途中入所の希望が多く、令和6年には保育士不足による待機児童が出ています。今後も0歳児の保育ニーズが増加し、入所希望が多い状況が予想されることから、0歳児保育の定員の確保を図り、子どもの養育環境の整備を図ります。
- ◇市内の保育所においては、市全体で就学前教育・保育の充実に取り組んでいきます。
- ◇保育所の連携を図り、就学前の教育・保育の充実に図るために、合同での研修会等を開催します。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

「教育・保育」の量の見込みと同様に、就学前・就学児童数の推移、ニーズ調査から算出した各事業の利用意向等により、計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

(1) 利用者支援事業（こども家庭センター）

■事業内容■

◇子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◇これまでは「子育て世代包括支援センター★きらり★」において、母子保健型の利用者支援事業を実施していましたが、令和7年度より「こども家庭センター☆きらり☆」によるこども家庭センター型の利用者支援事業を実施します。

■実績■

(単位：か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1	1	1	1	1

(

■令和7年度の実施体制■

1 か所	こども家庭センター☆きらり☆ 平日 8:30～17:15 (12:00～13:00 を除く)
------	---

■確保方策■

◇令和7年4月1日からこども家庭センターを設置します。

◇「こども家庭センター☆きらり☆」に母子保健コーディネーターを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。

■第3期計画■

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0

（２）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

■事業内容■

- ◇乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。
- ◇安芸おひさま保育所内に、安芸市地域子育て支援センターを設置しており、市内保育所の巡回相談、子育て通信の発行、体験入園、子育てサークル等への支援、講演・子育てイベントの開催を行っています。

■実績■

（単位：人回）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実績	1,191	1,240	2,193	2,880	2,880

■令和７年度の実施体制■

1 か所	安芸市地域子育て支援センター 平日 9：00～16：00
------	---------------------------------

■確保方策■

- ◇保護者同伴での利用であるため、定員等の設定はなく、現在の提供体制で必要量を確保できる見通しです。
- ◇今後も事業内容の充実を図り、利用者のニーズに対応できる体制の確保に努めていきます。

■第３期計画■

（単位：人回）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	2,561	2,532	2,488	2,415	2,342
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

（３）妊婦健康診査

■事業内容■

◇妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◇本市では妊婦健康診査券を交付し、公費負担（14回）を実施しています。県外への里帰り時にも妊婦健診の助成を行っています。

◇妊婦1人あたりの受診回数は、令和4年が9.4回、令和5年が9.9回となっています。

■実績■

（単位：人回）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	562	854	648	523	－

■令和7年度の実施体制■

実施機関：安芸市健康介護課健康ふれあい係
実施体制：医療機関委託

■確保方策■

◇今後も妊婦一般健康診査受診票・妊婦歯科健康診査受診票の交付を継続するとともに、受診勧奨に努めます。

◇医療機関との連携を図り、妊娠期の健康管理の充実を図ります。

■第3期計画■

（単位：人回）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	565	546	526	516	497

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

■ 事業内容 ■

◇生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■ 実績 ■

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	62	48	54	53	－

■ 令和7年度の実施体制 ■

実施機関：安芸市健康介護課健康ふれあい係
実施体制：直営

■ 確保方策 ■

◇生後4か月までの乳児は、ほぼ全数訪問ができています。
◇今後も入院中等の特別な事情の乳児以外は全数訪問し、安心して育児が行えるよう助言等を行います。

■ 第3期計画 ■

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	55	53	51	50	50

（５-１）養育支援訪問事業

■事業内容■

◇乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を保健師等が訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■実績■

（単位：人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実績	36	33	99	27	-

■令和７年度の実施体制■

実施機関：安芸市健康介護課健康ふれあい係
実施体制：直営

■確保方策■

◇養育に支援が必要な家庭に対し、速やかに専門職（保健師や助産師）が訪問し、養育力向上に向けた支援を行います。また、家庭の状況に応じて関係機関へのつなぎ合わせを行います。

■第３期計画■

（単位：人）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	20	15	10	10	10

（５-２）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業内容■

◇要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

■確保方策■

◇要保護児童等への適切な支援につながるよう、「安芸市子ども支援ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、子どもを守る地域ネットワーク強化事業により、関係職員の専門性の強化と関係機関相互の連携強化に努めます。

（６）子育て短期支援事業

■事業内容■

◇保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

◇市外の５つの施設で実施しています。

■実績■

（単位：人日）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実績	0	0	8	0	6

■令和７年度の実施体制■

５か所	県内の５施設 児童養護施設：愛仁園 愛童園 子供の家 博愛園 乳児院：高知聖園ベビーホーム
-----	---

■確保方策■

◇施設側の職員体制によっては利用したい時にすぐに利用できないこともありますが、需要増に対応できる体制は確保されており、現在の提供体制で引き続き事業を実施します。

■第３期計画■

（単位：人日）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	7	7	6	6	6
②確保方策	定員	7	7	6	6
	箇所数（か所）	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■事業内容■

◇地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（援助会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、センターの連絡・調整により様々な育児の手助けを行う事業です。

◇子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（０～５歳）と就学児（６～１１歳）を合計しています。

■実績■

（単位：人日）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実績	270	311	354	142	142

■令和７年度の実施体制■

１か所	安芸市ファミリー・サポート・センター みるきい
-----	-------------------------

■確保方策■

◇周知方法の再検討、利用金額、時間設定を見直し、必要とする人が使いやすい事業にします。また、地域子育て支援センターとの連携により、サービスの充実を図ります。

■第３期計画■

（単位：人日）		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み		205	193	184	181	173
②確保方策	定員	205	193	184	181	173
	箇所数（か所）	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

■ 事業内容 ■

- ◇一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外に区分されます。
- ◇①は幼稚園在園時を対象とした一時預かりで、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、幼稚園で一時的に預かる事業で、本市では実施していません。
- ◇②はその他の一時預かりで、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等において、一時的に預かる事業で、本市では安芸おひさま保育所において実施しています。

①. 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

■ 実績 ■

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	0	0	0	0	0

■ 令和7年度の実施体制 ■

なし

■ 確保方策 ■

- ◇事業提供の場及び対象児童がいないため、第3期計画の量の見込み量は0人日とします。

■ 第3期計画 ■

（単位：人日）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保方策	定員	0	0	0	0	0
	箇所数（か所）	0	0	0	0	0

②. 幼稚園以外の一時預かり

■実績■

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	534	592	365	460	487

■令和7年度の実施体制■

1 か所	安芸おひさま保育所 平日：8：30～16：30 ※1日5人まで 対象：満1歳～就学前
------	--

■確保方策■

◇現在の提供体制で引き続き事業を実施します。

■第3期計画■

(単位：人日)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		460	446	423	404	396
②確保方策	定員	460	446	423	404	396
	箇所数（か所）	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

■事業内容■

◇保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

■実績■

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	47	56	56	41	41

■令和7年度の実施体制■

1 か所	矢ノ丸保育園 平日 18：30～19：30
------	--------------------------

■確保方策■

◇現状は私立保育園 1 か所で実施しています。本事業の対象は、実施施設に入所している児童になっており、需要に対応できる体制は確保されています。

■第 3 期計画■

(単位：人)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		42	41	39	37	36
②確保方策	定員	100	100	100	100	100
	箇所数（か所）	1	1	1	1	1
②－①		58	59	61	63	64

(10) 病児保育事業

■事業内容■

◇病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

■実績■

(単位：人日)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績	158	61	68	75	68

■令和 7 年度の実施体制■

1 か所	尾木医院 平日・土：8：30～17：30（火・土は午前中のみ） 対象：概ね小学校 3 年生まで
------	---

■確保方策■

◇現在の提供体制を維持しつつ、利用ニーズに対応していきます。

■第 3 期計画■

(単位：人日)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		67	65	61	59	57
②確保方策	定員	67	65	61	59	57
	箇所数（か所）	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■事業内容■

◇保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

◇令和3年度に土居第2学童保育所を開設し、令和6年度現在では5か所で実施しています。

■実績■

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1年生	47	39	37	47	42
	2年生	38	36	34	28	46
	3年生	23	27	26	28	23
	4年生	5	20	15	14	15
	5年生	3	2	15	9	12
	6年生	1	1	1	9	8
	計	117	125	128	135	146

■令和7年度の実施体制■

5か所	安芸学童保育所	平日	下校時～18：00、長期休暇	8：00～17：30
	川北学童保育所	平日	下校時～17：30、長期休暇	8：00～17：30
	土居学童保育所	平日	下校時～18：00、長期休暇	8：00～18：00
	土居第2学童保育所	平日	下校時～18：00、長期休暇	8：00～18：00
	井ノ口学童保育所	平日	下校時～18：00、長期休暇	8：00～18：00

■確保方策■

◇待機児童が発生しているため、受入体制の確保に努めます。

◇研修等にも積極的に参加し、質の向上を図ります。

■ 第3期計画 ■

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	44	38	41	38	32
	2年生	50	49	41	44	42
	3年生	24	25	24	21	22
	4年生	21	22	23	22	19
	5年生	12	9	10	10	10
	6年生	8	8	6	7	7
	計	159	151	145	142	132
②確保方策	登録児童数	166	176	176	176	176
	箇所数 (か所)	5	5	5	5	5
②－①		7	25	31	34	44

-放課後児童対策について-

共働き家庭等が増えるなか、放課後児童対策においては、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごすとともに、家庭の状況などによらず、多様な体験・活動を行うことができるよう努める必要があります。国では、新・放課後子ども総合プラン及び放課後対策パッケージをとりまとめ、放課後対策を進めてきました。本市においても、今後も引き続き放課後児童対策に取り組めます。

◆放課後子ども教室推進事業

■ 事業内容 ■

◇すべての子どもを対象として、放課後や週末等に地域の人の協力を得て、子どもが自主的に参加し、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行う居場所づくりを推進する事業です。

■ 実績 ■

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	低学年	2,269	2,239	2,154	2,394	1,463
	高学年	1,481	1,360	2,309	2,419	2,107
	計	3,750	3,599	4,463	4,813	3,570

■令和7年度の実施体制■

9 か所	下山小学校	井ノ口公民館	安芸第一小学校
	伊尾木小学校	穴内小学校	本町コミュニティセンター
	川北公民館	赤野公民館	育成センター

■確保方策■

- ◇放課後子ども教室については、今後も支援員の確保に努めながら継続していきます。
- ◇学童保育所と連携して、安心安全な活動の場を提供するだけでなく、活動の幅を広げ、多様な体験・活動を行うことができる事業（連携型・校内交流型）となるよう検討していきます。

■放課後児童対策に向けた安芸市の整備方針■

取り組むべき項目	安芸市の方針
放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	P85、P86 参照。運営方針等、今後も引き続き、職員の配置体制や運営体制等を整えていきます。
放課後子ども教室の年度ごとの実施計画	上記「確保方策」参照。現在市内9か所で実施していますが、今後も各教室の指導員の確保に努めながら実施します。
連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	連携型を踏まえた放課後子ども教室の実施について検討していきます。
校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	校内交流型を踏まえた放課後子ども教室の実施について検討していきます。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	余裕教室がある学校では、学校・地域・学童保育事業者と情報交換を実施し、有効活用ができるよう検討します。
放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策	学校・地域・その他関係機関及び学童保育事業者間の情報共有を行い、研修に参加します。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	障害児童の受け入れに必要な専門的知識等を有する支援員を配置するとともに研修等にも積極的に参加し、専門的知識や技術等の習得等に努め、障害児童受け入れ体制の推進を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容■

◇保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■確保方策■

◇本市では現在実施していませんが、ニーズ等を把握しながら検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

◇地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

■確保方策■

◇本市では現在実施していませんが、ニーズ等を把握しながら検討していきます。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

■事業内容■

◇妊婦等に対して、面談やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■令和7年度の実施体制■

なし

■確保方策■

◇新規事業となるため、ニーズ等を把握しながら検討していきます。

(単位：回)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保方策	こども家庭センター	0	0	0	0	0
	その他（業務委託）	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

(15) 乳児等通園支援事業

■事業内容■

◇保育所等の施設において、満3歳未満の保育所等に入所していない乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに子育てについての情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

■令和7年度の実施体制■

なし

■確保方策■

◇令和8年度からの実施に向けて、人員配置、環境整備等について検討します。

(単位：人日)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児	3	3	3	3	3
	1歳児	1	1	1	1	1
	2歳児	1	1	1	1	1
②確保方策	0歳児	0	3	3	3	3
	1歳児	0	3	3	3	3
	2歳児	0	3	3	3	3
②－①		▲5	4	4	4	4

※令和8年度からの実施予定のため、令和7年度の確保方策は0人日としています。

(16) 産後ケア事業

■事業内容■

◇退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

■令和7年度の実施体制■

1 箇所	浅井産婦人科（予定） 対象：生後1歳までの乳児がいる母子
------	---------------------------------

■確保方策■

◇令和6年度から、宿泊型・通所型サービスを開始しています。母子手帳交付時や新生児訪問時にサービスの周知を行い、必要な母子が速やかに利用できるようにします。

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	9	9	9
②確保方策	58	55	55	55	55
②－①	48	45	46	46	46

(17) 子育て世帯訪問支援事業

■事業内容■

◇要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助、その他の必要な支援を行う事業です。

■令和7年度の実施体制■

1 箇所	安芸市社会福祉協議会 対象：妊婦または未就学児がいる家庭
------	---------------------------------

■確保方策■

◇以前は養育支援訪問事業として実施していましたが、内容を拡充し、令和6年度からは子育て世帯訪問支援事業として実施しています。

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

(18) 児童育成支援拠点事業

■ 事業内容 ■

◇養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言、その他の必要な支援を行う事業です。

■ 令和7年度の実施体制 ■

なし

■ 確保方策 ■

◇新規事業となるため、ニーズ等を把握しながら検討していきます。

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

(19) 親子関係形成支援事業

■ 事業内容 ■

◇親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、その他の必要な支援を行う事業です。

■ 令和7年度の実施体制 ■

なし

■ 確保方策 ■

◇新規事業となるため、ニーズ等を把握しながら検討していきます。

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における連携体制の強化

本計画に携わる部署は、市役所関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会等、広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所等の行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種関係機関・団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の進行管理

本計画を市民と共に推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「安芸市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

第7章 参考資料

1 安芸市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 3 日

条例第 33 号

(設置等)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、安芸市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置するとともに、同条第 3 項の規定により子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、子ども（法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第 7 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

附 則 (令和 4 年 12 月 19 日条例第 32 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 安芸市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和6年2月1日～令和8年1月31日)

氏 名	所 属	備 考
小松 直子 中屋 恵美	教育委員	任期：～R6. 10. 2 任期：R6. 10. 3～
福本 かおり	どいつ子学童クラブ運営委員会	
門田 大史	安芸市小中学校 PTA 連絡協議会 会長	任期：R6. 4. 1～
小原 朱香	安芸市保育所保護者会連合会 会長	副委員長 任期：R6. 4. 1～
横山 公人	主任児童委員	
小松 結実子	家庭相談員	
倉本 玲子	安芸福祉保健所 健康障害課長	任期：R6. 4. 1～
岡本 美紀	矢ノ丸保育園 園長	私立保育園 任期：R6. 4. 1～
山崎 三佳	赤野保育所 所長	公立保育所
尾木 さおり	尾木医院 院長	委員長
山崎 聖子	安芸第一小学校 校長	
関係機関	生涯学習課	
〃	健康介護課	
〃	学校教育課	
庶務	福祉事務所	

第3期安芸市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

発 行 安芸市福祉事務所こども係
〒784-8501

高知県安芸市土居 82 番地 1

電 話 0887-37-9452

F A X 0887-35-1028

M a i l kodomo@city.aki.lg.jp